

第五十一回国会 大蔵委員会議録 第二十六号

(三三〇)

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

理事 大泉 寛三君 理事 押谷 富三君

理事 木村 剛輔君 理事 小山 省二君

理事 砂田 重民君 理事 田澤 吉郎君

理事 谷川 和穂君 理事 地崎宇三郎君

理事 西岡 武夫君 理事 羽田武嗣郎君

理事 福田 繁芳君 理事 村山 達雄君

理事 毛利 松平君 理事 山本 勝市君

理事 渡辺美智雄君 理事 有馬 輝武君

理事 小林 進君 理事 只松 祐治君

理事 野口 忠夫君 理事 藤田 高敏君

理事 山田 耻目君 理事 横山 利秋君

理事 春日 一幸君 理事 竹本 孫一君

出席國務大臣 大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員 大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 塩崎 潤君

(主税局長) 国税庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者 国税庁次長 中嶋 晴雄君

専門員 坂井 光三君

三月二十四日

委員渡辺栄一君辞任につき、その補欠として西岡武夫君が議長の名で委員に選任された。

三月二十三日

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

物品税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松委員 租税特別措置法はたいへんな悪法だと私たちは思っております。しかし、これが一たん法律になりますと、法は国民を拘束するわけでごいまして、これがいいとか悪いとかいう議論がなかなかできないわけでごいします。したがって、せつかく大臣がお見えになっておりますので、若干この租税特別措置法の本质について、ひとつお伺いをいたしたいと思うのであります。

その道のベテランでございますから、こういうことは幼稚な問答になるかと思ひますが、租税の原則に、応能、公平あるいは法定等々の幾つかの基本的な問題があるわけでごいします。租税特別措置法はこういう租税体系の基本的なものを根本からくずしてしまつておる。しかも、

この唯一の言いわけでございます、たとえば、これはあくまでも暫定的で、産業その他諸般の情勢に対応するために、いわばやむを得ざる措置としてつくつておるのだ、こういう答弁が行なわれるわけですが、これがいまや完全に恒久化をいたしてございまして、単なる特別ではなく、一般化をしてきておる現状でございます。その租税特別措置の結果、いわゆる減免された額も非常に膨大になってきておりますが、これは行政上ゆゆしい問題ではないか、こういうふうに思ひます。そこで、まず、その租税原則の一つの柱である応能とは、能力に応じて、力に応じて課税をする、したがって、税金を納めていくということ、大臣は一体どういうふうにお考えになっておられますか、お聞きしておきたいと思ひます。

○福田(起)國務大臣 応能ということ、租税負担能力に應ずる、こういうことでありまして、その応じ方は、これはその税の種類、その性質等によりましておのおの違つてくるわけでありまして、最も端端的に應能主義というものを表現しておるのは、所得税の累進課税方式であります。そういう所得の高に應ずるといふ考え方はいろいろな税にもあるわけでありまして、また、資産税におきましてもそうであります。相続税におきましても累進的な考え方を取り入れておる。さらに、その他の物品税というふうなものにおきましても、高級奢侈品というふうなものに課税することは多少そういうような色彩も入つておるわけでごいします。税の問題を考える上におきまして、応能方式というものは忘れることのできない重要な原則である、こういうふうにご考へております。

座を所持し得ない者、こういう問題もございします。が、主としてこれは法人の問題に關係してくることが多いわけですが、いまの利子配当所得あるいは株の配当所得も、純然たる個人の所得ではなくて、やはり法人とのいろいろな關係から考えられておるようであります。私は、こういう所得税はどの累進はしなくとも、この法人にも、特に日本のように経済構造の複雑多岐にわたつておる国家では、多少めんどうでも多段階方式をとるべきが、いまおっしゃつた累進課税、応能に適合する、こういうふうには思ひません。何らかの形ですべきではないか。それはそれといたしまして、こういうふうな税制一般としては応能の原則を打ち立てて、能力に応じて累進的になつておる。ところが、法人はそういうふうにあまになつていない上に、さらに租税特別措置によりまして、これもほとんどが法人の中で大法人が中心に租税特別措置が適用されておる。法のたてまえからは、必ずしも中小企業は適用しない、こういうことにはなつておりませんし、中小企業でも適用すればできるものがあるわけですが、中小企業の方々はいろいろ手続の繁雑さ、あるいは法の解釈のむずかしさ、そういうものも兼ね合わされて、よけいに租税特別措置というものは中小企業者に適用されておられません。実際上利用されておりません。したがって、大法人が勢い租税特別措置を活用して、こういう結果を招き来つておる。したがって、一番新しいので昭和三十八年度しかいたしておりませんが、昭和三十八年度の昭和三十六年度等を見ますと、いわゆる一億四、十億円の大きな会社よりも一千万円以下の小さい会社の方が、実効税率としては実際上高い税金を納めておる、こういう結果を招き来つておる。三十八年度の方では多少偏向が是正はされてきつたと思ひますが、それでも、それでもなお

かつ大法人と中小法人の実効税率はほとんど変わりはない、こういう状態でございます。これは、いま大臣がおっしゃった応能の原則から遠く離れるものだと思います。あとでお聞きしますが、法定主義とはいえず、あまりにも一方的な法律、租税特別措置法によって調整した結果出てきた悪い面だ。これは端的に応能の原則から遠く離れておる。こういうことをこの広範囲にやっていたいものかどうか、税体系の一つの問題だと私は思うのですが、恒久的に、しかも広範囲にこういう租税の原則を乱してまでやるべきかどうか。これは昨年度の税調の基本方針でも、こういうものは順次改むべきだ、こういうふうに報告がなされておりますし、去年も新設されて、ことしもまた相当大幅に租税特別措置が新設をされようとしたしております。これは昨年度の税調の長期客申にももつておられます。大臣は、こういう税の基本方向、あるいは税調の方向を無視してまでもなぜ強行されようとするのか。応能というのは、そんなに重く考えないで、簡単に考えていい、こういうふうにお考えでございませうか。

○福田(起)國務大臣 確かに、中小法人が特別措置を利用するその度合いというものは、大規模の法人に比べて少ないようでございます。そういうようなことを考えて、中小法人につきましても、特別税率というものが設定されていることは御承知のとおりでございます。それにいたしまして、こういう特別措置が恒久化する、これはよろしくないことである、こういうふうには考えております。その使命が完了するかどうか、これを常に検討していかなくやらない、そういうふうには考えますが、あくまでも租税は公平を原則とする、また、お話のように、応能方針、これも堅持していかねばならない。そういう面に例外を設けるとこの特別措置につきましても、常時これを調査して、これが廃止に努力をしていく、こういう考え方でいきたいと思ひます。

○只松委員 この応能というのは、公平という租税の一大原則ともうらはら、あるいは関連を持つ

ものでございます。この租税の公平という面から見ましても、これまた租税特別措置法というのはいへんな問題を提起しておるし、内包しておるわけですから。この公平という問題についても大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○福田(起)國務大臣 公平ということ、応能に比ばまして非常にとらえ方のむずかしい問題と思ふのであります。とにかく、納税者全体を一律に納めさせて、これが例外なく一つの原則で運営される、これも重大な公平の一面だ、こういうふうにお考えでございませうか。

○只松委員 税制全般から見ると、あるいは、いま私ちょっと引例しました法人税のみをとって見ると、これはいろいろ公平という問題の論議が出てきます。過日もちょっとお話ししましたように、給与所得者というものは、申告納税制度のもとにかかわらず賦課方式に近いものがとられて、前納制度というものが行なわれておる。したがって、この前納に伴う全国の納税者の利息というものは見れば、個々人に対してはそれほど大したことではないかもしれせんけれども、これはたいへん膨大な額になる。これは、時間があれば、主税局のほうでも利息の計算をしていただきたいと私は要求しようと思つておるのですけれども、これは膨大なものだと思います。いわゆる給与所得はのがれることができませんから、完全に把握された上に、前納、利子分まで払つておる、こういう結果を招来しておる。しかも、相当強度の累進課税、片一方、法人税を中心とした租税特別措置法が適用されておる面については、応能ということにおいてもたいへんな問題がある。この公平という面は、いま言うように、法人の中においても、大法人は租税特別措置法を適用されて実効税率が非常に下がつてきております。さらに、こういうふうな所得税あるいはその他の税制と勘案して考えますとそのことは顕著に言えると思ひます。こういう税体系を組んでおりますと、そう言つては何ですけれども、いまだ税金についての関心がわりかし薄かった、しかしこのごろは、

大臣はそういうところにはおいでにならないでしようが、労働組合の大会でも、重税反対とかあるいは税の軽減ということが大会のスローガンに出るようになってきております。これはここ二、三年来てございます。いわゆる一般国民も、それから新聞等でも産経、毎日等は税金の特集をずつと行なつております。一般の新聞もそうです。あるいは一般のそういう民主団体においても税金の問題が相当重く取り上げられておる。大会のスローガンというものはそうたくさん並べないわけですが、その中の一本にこの税金の問題が取り上げられるようになってきておる。ようやく取り上げられつつあるくらいですから、まだほんとうに組合員なり一般大衆のものになっておりません。しかし、これが少なくとも三年あるいは五年経過してまいりますと、おのずから組合員のものに、国民のものになってまいります。そういうときに、こういう租税特別措置法が施行されておつて、この実態が明らかになってきた場合に、私は、国民の納税意欲というものをきわめて減殺する、納税というものに対して大きな問題を提起してくるだろうと思ひます。これは、私がきょうから予告しておきますけれども、必ず租税特別措置法というものが問題になると思ひます。租税特別措置法はそういういろいろな面を持つております。大臣が間もなく退席されますので多くをお聞きするわけにまいりませんけれども、そういう国民の下々と申しますか、一般の税に対する認識状態の進展度合いと申しますか、認識の深まりが、こういうものはよく御考慮を願つて、いまの公平の問題を私は租税特別措置法にひっかけてお聞きしたわけですから、お考えになつておらないとたいへんな問題にはしないか、こういうふうな思ふのです。したがって、公平の問題について、あるいはそれと関連いたします法定主義という問題について、ただ、法律をつくつて強行すればいい、こういうものではないと思ひます。法律にあるから法定主義で、それは合法的に取れるのだ、こういうものではないだらうと思ふ。そういうところ

を考えあわせて、ひとつ税務行政を行なつていたいただきたい。これについて御意見をいただければいい。御要望も申し上げておきたい。

○福田(起)國務大臣 只松さんのお話は、原則的に全く同感でございます。そういうつもりで税務行政に当たつていきたい、かように存する次第でございます。

○只松委員 この前国税庁長官にお聞きしたものですから、あるいはわからないところがあるかもしれないが、一つは、日本納税協会というものについてちょっとお聞きしたわけですが、その際いろいろお答えになりましたが、この指導監督は一体どこでおやりになつておるのですか。国税庁の総務課ですか。

○中嶋説明員 日本納税協会は、公益法人でございます。大蔵省の監督に属しておるわけでございます。実務は国税庁の総務課でやっております。

○只松委員 前回いろいろんことを言つておられた、納税相談が十二万件というお話があつたのですが、あとで十万件というふうにお訂正がありましたけれども、私の仄聞するところでは、本部の職員が七人ぐらいですから、地方十二万所はほぼ想像がつくと思ひますが、こういう方々で十万件なんというのはとても相談ができようはずがない。これは長官がお答えになつたから、あれですが、長官のお答えもあなたたちは一連託生の責任があると思ふのです。十万件も相談する能力がございませうか。これには間違ひございませうか、お聞きしておきたい。

○中嶋説明員 この間長官が納税相談をいたしました実績についてお答え申し上げたのだと思ひますが、私もはっきり実は記憶しておりませんけれども、長官の御答弁も、はっきりした資料はないが、こういうことで御答弁になつたと思ひます。私、いま大体の資料を持っておりますので、これで申し上げたいと思ひますが、三十九年度につきましては、全体で二万五千七百三十三件の納税相談をいたしております。そのほかに説明会等の来聴者が二万五千二百七十六人ということになっておりま

す。なお四十年、これは四十年四月から四十一年一月末まででございますが、二万八千八百七十二件の納税相談でございます。さらに説明会等の来聴者が五万三千四百一十一人でございます。はなはだこまかい数字でございますが、以上のとおりでございます。

○只松委員 長官というえらくなりますから、こまかいことはわからないと思いますが、いまの説明の数字と前回の長官の答弁とはだいぶ数字が違います。

それから、七人や何かの職員で、しかも雑誌を発行したり、一般的な庶務その他もあります。もちろんこの納税相談については税理士さんとか、そういうものもお使いになるだろうと思うのですが、それにしても、納税協会の機構、人員をもつてはこういう相談はできない、こういうことが言われております。

そこで、できるならば、各局別の相談人員、これは法人だ、給与所得だというふうに、納税協会だといつて指導するくらいですから、お調べになつておられると思いますので、ひとつそういうもののデータを資料として御提出願いたい。

○中嶋説明員 ただいま申し上げました数字は、実は事項別になっておりました。たとえば、常設の相談所がございまして、そこで相談をいたしましたもの、それから、一定時に巡回相談もいたしますが、その巡回相談をいたしましたもの、第三には小規模納税者の納税指導、これは継続指導を含んでおりますが、そういうものをいたしました実績、これを合わせて、ただいま申し上げました三十九年度二万五千件、四十年二万八千件という数字に相なっております。これを、いまお話がございましたように、法人税、所得税というふうに分けて統計をとれますかどうか、私、ちょっといまこころではお受けいたしかねますので、調べまして、また御返事申し上げますと思います。

○只松委員 納税指導をやっておられるところで、そのくらいのものでないはずはない、そういう調査や何かをやるというところから、し、できないというところがほんとうじゃないかと思うのです。というのは、七人くらいの本部事務機構で全国の連絡や何かしておるといっているが、それでできる道理がないのです。だから、できないならできないでけつこうでございますけれども、こういうのに、こしもまた四千万円の出す。ほかに大蔵省の国税庁関係で多少そういうものもございすけれども、一つの問題点として、この納税協会のあり方というものは、いろいろ問題があると私は聞いておるわけです。したがって、少なくとも国費ですから、国費を使つてこれだけのことをしようというのに、末端の機構が十分に国税庁、大蔵省なりで把握されておらない、こう申しても過言ではない。把握されておらない実例を出せば、私は即座にこへ出して見せます。多少問題を提起いたしますよ。少なくとも、とにかくこういう国費を使つてやっておられるものに対しては、もう少し大蔵省なり国税庁は責任を持って、どういふふうに国費が使われておるかというのを監督し、指導すべきだと思ふのです。ある意味では放任状態になって、適当に事が処されておるといふも過言ではないと思ふ。そういうことは絶対にない、こういうふうにおっしゃいますか。それともたいへんに粗雑があるようだ、こういうふうにおっしゃいますか。それだけ聞いておきたい。

○中嶋説明員 ただいまの日本税務協会の事務の運営、これは国費をもつて事務を委託した分についての御質問であらうと思ひますが、この事務の運営につきまして、監督が十分でないではないかというふうなおしかりをいただいたわけでございます。日本税務協会は、この前も長官から御答弁申し上げましたとおり、昭和十九年にできた組織でございます。これに対して、税務相談、納税指導あるいは記帳指導というふうな事務を委託しましたのは、まだ最近日が浅いことでございます。委託経費は、三十九年度が千六百万円程度、四十年が三千万円程度、四十一年度、このたびお願

いしてあります予算で、それにさらに一千万円ばかり増加したところで委託事務を行なわせております。実は、日本税務協会におきます税務相談は、常設相談所が十二カ所ございまして、そのほかに定時相談所が二十七カ所設けられておるわけでございます。先生のお話の税務指導員は、これは本部のお話かと思いますが、全国ではさらにもう少し多人数の人がこれに従事いたしております。なお、実際の納税相談は税理士等に委託いたしましたので、その謝金を出しておる関係で、必ずしも、人が多から十分の納税相談ができるというものでもなからうというふうに考えるわけでございます。が、なお、御指摘の点につきましては、十分注意いたしまして、監督を厳重にしていきたいと思います。

○只松委員 次に、前回の質問に関連いたしました、贈与税の問題についてお伺いをしておきたいと思ふ。

前回、夫婦で共働きをして家を建てたということを出しまして、少なくとも、その場合の贈与税ぐらゐは考慮すべきではないか、こういうお話をしたわけです。そのときにやはり長官から、長年共働きをしてきたという実証を示すといふことと、建てた家を夫婦で共有名義にすればいいではないか、こういう説明があったわけですが、それならば贈与税を払わなくて済むという御説明があった。ちょうどその話をしてからすく、今度はこういう話があった。おやじさんと息子さんが住んでおる。その中の長男が一生懸命に働いて、大きくなったし、家が狭いので建て増しをしようといふことで建て増しをした。それで、建て増しの分について、息子さんの名義で届けをした。ところが、今度は登記所が、日本家屋で建て増しの分を別登記することはできないと拒否した。おやじさんの名義にしろ、こういうことを言われて、おやじさんの名義で届けを出したところが、四十万円からの贈与税がきた、こういう例がございす。登記所は国税庁の管轄下ではございませんけれども、これは国の機関として税金の問

題とすれば一体の問題だと思ふのです。私は前回のときも、貯金は別々にしておつても、共有名義にするとか、あるいは長年にわたつてこうやって贈与してきたのだ、そういう苦当は一般の国民はなかなか知恵がないし、まためんどうくさくてできないのです。したがって、こういう共働きしたことが明瞭なやつは免税したらどうです、こういうことを言つたわけです。趣旨については賛成だといふような御答弁がありました。いま私が引例しておるのもよくある例なんです。いなかで息子さんが働きに出る、現金を貯金していつて、嫁を呼んだから建て増すとか何とか、この場合、この人はよほど税務の知恵があつたと見えて、建て増しの分だけ自分の名義にした。どつこい登記所のほうがそれは相ならぬ。いやいやながら、しかたなしにおやじさんの名義にしたといふことで、いま税金がかかつてきております。こういう問題については、皆さん方どうお考えになりますか。これもたくさんある例です。

○中嶋説明員 お尋ねの贈与税の問題、これは親子、夫婦間のいろいろな資産の運用形態あるいは所得の動きその他いろいろな、非常にまちまちでございます。いろいろの場合があると思ひます。お話のように、それが家を建て増して、主人あるいは奥さんのほうだけの名義で登記いたしますと、そこに贈与税の問題が起ることは御指摘のとおりでございます。その際、取り扱いいたしましては、軽率に、あるいは税法を知らないために、たとえばおやじさん名義にしたとかあるいは奥さん名義にしたとかいふことで贈与税がかかつてくるという場合には、軽率な行為に基づく登記といふことで、これは取り消して、共同登記にしていただく道を開いておるわけでございます。そういう救済方法はあるわけでございます。また、やはりお話のようないろいろな問題が現実には起こつております。納税相談でも、贈与税という問題はお話のような点が非常に多いわけでございます。登記所における増築の場合の登記の名義の問題でございますが、これは多分

に事実認定の問題が入っておるのではないかと思ひます。増築というようなお話がございましたが、どの程度の建て増しでございますか、たとえば、離れをつくるというようなことでございませう、おもやの登記とは別に、別の登記が可能ではないかと私は思ひますけれども、若干価値を付加したという程度でございます、従来の名義人の登記でなければいけないというようなことを登記所で、あるいは話したのかもしれない。その辺は、私は実はよく存じませんので、想像でお話しして恐縮でございますが、そういうことではないかと考えております。

○只松委員 いまちょっと税額を言いましたが、四十万円の贈与税ですから、換算すると約四十万円くらいの家を建てた。いなかで四十万円で、す、まあまあ家が建つておるわけですね。したがって、ちょっと建て増したというのとでは違ふのです。こういう問題も、国税庁のほうとしては、そういういわばものわりのいい話があつても、今度それが法務局関係にいきますとできない、こういうのです。したがって、きょうも実は法務省の人に来てもらつて私は聞こうと思つたのだけれども、そこまで詰めても思つてきたのです。したがって、そういう問題も皆さんのほうとしては、国税庁だけではなくて、実際上こういう問題がたつたさんある。場所を言つてみると、秩父で起つて、私が聞いてきた問題でございますけれども、そういう問題があつて、國民というのはこういう問題のために年じゅう悩まされておる。こういうことで、本人は初め共有の登記をしようとしたけれどもできなくて、——ほんとうにむずかしい人が働いてためたんだそうです。その人から私は聞いた。それでやじと名義にした。いわゆるむすこがおやじに贈与した、こういう形で、むすこが税金を四十万円取られる、こういう形です。おやじからむすこならいいけれども、むすこが働いて共有の建て増しをした、そのむすこに四十万円の税金がかつてきた、こういう事例でございます。こういうことがたつたさんあるわけでございます。

すから、私はこの前も贈与の一例、夫婦共稼ぎの例を引いて、こういうことぐらい免税にしたらどうかというところをお話したけれども、皆さん方のほうでも、末端のこういう行政についてぜひ御配慮をいただきたい。特に、いまの件に關しまして法務省のほうともひとつお打ち合わせをしていただきたいと思います。

○中嶋説明員 事実関係等につきまして、法務局について調査をしたいと思ひます。

○只松委員 それでは、租税特別措置法に話を戻しまして、引き続き御質問をいたしたいと思ひます。

本年度の租税特別措置に基づく国、地方、——地方の場合は国の租税特別措置の影響をこうむるものと、県、市町村独自のものがあると思ひますが、その総額は幾らになりますか。お教えをいただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 現在、地方税において独自の非課税措置がございまして、これによる減収額が、四十一年度におきましては約七百五十六億圓と見込まれております。国税の特別措置によりまして、はね返り減税と言われておりますものがまた第二次地方税に出てまいります。これが六百三十九億圓、こういうふうに見積もられております。合計いたしますと千三百九十五億圓、こういうふうに見積もられます。

○只松委員 そういたしますと、国の租税特別措置と地方も合わせますと三千六百億圓をこす膨大なものになります。これは国、地方、それぞれの項目別による本年度の租税特別措置の税額の資料をいただきたいと思ひますが、よろしゅうございませう。

○塩崎政府委員 この資料は自治省所管のものでございまして、自治省と御提出できるかどうか相談いたしまして、できる限り御提出したいと思ひます。

○只松委員 国のやつと、それから自治省所管ですけれども、あなたのはうで税務行政上把握してあるわけですから、把握してある分についての資料でけっこうでございます。だから、自治省が出す出さないは別として、当然大蔵省として地方財政も関与しておるわけですから、自治省が出す出さないで出すということじゃないと思ひます。大蔵省が把握されておる分でけっこうでございますが、お願いしたいと思ひます。

料でけっこうでございます。だから、自治省が出す出さないは別として、当然大蔵省として地方財政も関与しておるわけですから、自治省が出す出さないで出すということじゃないと思ひます。大蔵省が把握されておる分でけっこうでございますが、お願いしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 できるだけ御期待に沿うようにしたいと思ひます。

○只松委員 それから、ついでに、本年度までの租税特別措置によつて減免された総額、これはやはり国、地方合わせて、その分も資料をいただきたいと思ひますが、よろしゅうございませう。

○塩崎政府委員 おっしゃる資料は、おそらく二十五年度以降の各年度の減収額を累計したもので足りると思ひますが、そういう資料ならば、私は累計いたしまして御提出申し上げたいと思ひます。

○只松委員 いまはわかりませんが、いまわかつている分だけでもちよつと……。

○塩崎政府委員 概数でいま申し上げましたように、二十五年度以降の特別措置を累計いたしまして、二十五年度以降の毎年度毎年度これだけの特別措置による減収額が見込まれるといったようなものを集計いたしましたものが私どもでございます。それが一兆六千六百九十一億圓でございます。

○只松委員 それは国だけでですね。

○塩崎政府委員 国だけでございませう。

○只松委員 地方を……。

○塩崎政府委員 地方の分はまだ集計いたしておりませんので、地方の分を出すのはなかなか容易でないと思ひますが、できる限り計算してみたいと思ひます。

とほかに、いまの不況下においては所得税の大幅減税をはかったほうがもっと経済再建になる、これはいろいろ考え方は違ひましようけれども、申し上げておるわけですね。皆さん方はそうでなくて、こういう形のほうがとにかく効果がある、こういう形でこういう租税特別措置を進めてこられた。租税特別措置が適用されて今日まで最も顕著に効果をあげたと思はれる例をひとつ示して、御説明いただきたい。

○塩崎政府委員 この点につきましては、しばしばお話し申し上げておるのでございますが、経済現象は総合的にすべての要素が同時にあらわれまふ。したがって、特別措置だけによつてこういった効果があつたということを引き出すのはなかなかむずかしい、こういうことを申し上げたのでございます。税制調査会におきまして、貯蓄と租税特別措置との関係を立証的に分析されました。その結果判断されるのは、多少可処分所得の貯蓄の増加のほうが多いように見受けられる、こんなような答申がございまして、貯蓄奨励の特別措置のみならず、企業に対する減税、特別償却あるいは新規重要物産のような減税にいたしましても、そういった形であらわれてくると思ひます。もちろん、たとえばナイロンに対しましてこの重要物産免税による金額が非常に大きかつた、そのものがその会社の内部留保となつて残つていった、こういった効果ならば、私は出すことができないと思ひます。さらにまた、特別償却が毎年毎年のような利益の減税要素として役立ち、その結果法人税がこういったような計算はできますが、おそらく只松委員のおっしゃることは、それによつて國民経済がどういふように発展していったかというむずかしい御質問だろうと思ひます。その中で、その中でございませう、現在の経済分析は、個々の政策的な要因を個別に取り出して、独立に評価するということはなかなかむずかしい、こういった意味で私はむずかしいというところで、いつも御理解を願つてゐるつもりでございます。

○只松委員 先回りしてうまく先の答弁までされたのですが、私たちは、今度は逆に——皆さん方は、租税特別措置だけを見て顕著な効果をあげたと指摘するのはなかなか容易ではない、全体で見ると、こういうお話、まあ、経済というのはそういう面が非常に多いわけですから、そういうことも答弁できると思うのです。しかし、やはり、いままでの租税特別措置にいたしまして、あるいは本年度新設する租税特別措置にいたしまして、項目としては個々に設置されておるわけですが、したがって、これもあれもあれもこれもやる、私たちがからいうならば、全く大企業には至り尽くせりの租税特別措置だ。本年度なんか見ると、全くこういうことなら、中小企業者なり僱給生活者にもしていただいたならば、何ばサラリーマンも生活が楽になるだろうし、中小企業者も救われるだろうかと、こう思わざるを得ない。いろいろなものが出た出てきております。さつき大臣にお尋ねいたしました、御趣旨は全く只松委員に賛成だと、こういうお話がございました。いわゆる能、公平、法定主義という、こういう課税の原則の私の考え方には主として賛成しながら、実際上は、新しくできておる租税特別措置のどれを見ても、これは全く大企業本位のものが非常に多いわけです。本年度出ております企業の体質改善の促進に対するものというところだけを見て、それじゃ、どこの会社がどういふふうにあるのか、この新設の措置を適用していつて、どういふふうな効果があらわれてくるんだ、こういうことを本来ならば、もっと時間をかけて論議して、じゃ、明年度その会社というものを例をとりまして、八幡製鉄なりどこなりとておいて、それじゃ、この会社がどれだけよくなったか、悪くなったか、ほんとうはこういう論議を時間があればして、そうして、これはいよいよ効果はなかった、それじゃ来年は廃止しない、再来年は廃止しない、こういう形のものが本来ならば当委員会においても論議をしてしるべきところだと思ふのです。時間がございませんで、こういう大ざっぱな論議

で、どういう効果がありましたかというようになことを論議しておるわけでございますけれども、私たちが見て、こう至れり尽くせりのものをしなくとも、逆にいうならば、あなたたちが進めておるのはいま資本主義経済でございますから、資本主義経済の原則というものは、自由競争にあることは申すまでもないわけですね。こういう資本主義経済を指向しているものとして、金融その他から始まって、まして税制に至るまでこんなに至れり尽くせりのことをする必要はないだろうと思ふ。計画経済なり、あるいはニューライトと称されている方は、多少計画経済を考へておられるかもしれませんが、しかし、資本主義の原則というものはこういうものじゃない。もっと自由に競争させていけるべきでございます。ところが、こうやって至れり尽くせりの保護を強い者にしてやる。ところが、弱い者、中小企業、零細企業あるいは個々の力しか持たないサラリーマンといふものに對しては、こういう保護規定といふものはきわめて少ない、こういうことだと思ふのです。顯著にこういふふうな例があらわれてきたといふならば、租税特別措置でもそれなりの意義があると思ふのですけれども、そういうものがあまりなくて、しかも、こうやってだんだん広範囲に租税特別措置を広げていくといふことは、私は労働組合における税に対する意識といふことを例にして話しましたけれども、そうじゃなくても、租税体系を大いに乱すものだと思う。これだけまだ本年もたくさんありますね。皆さんどうして適用されようとしておるのか、私は理解に苦しむわけです。皆さんが指向されておる資本主義経済といふものの立場を踏まえるならば、これだけ手厚い保護を加えなくても、もっとほかに保護を加えるべき面が出てくるのじゃないか。皆さん方は企業だけを中心に考へておられるけれども、どうです、そこらは、これだけしなければならぬと思ひですか。

○塩崎政府委員 只松委員の御指摘は、特別措置について、特に大企業と申しますか、企業に利益のあるような特別措置をなぜこういうふうに加えていくか、こういうお尋ねだと思ひます。この点につきましては、昨日も私が考へておりますところをちょっとお話し申し上げたつもりでございますが、まず、そもそも今回の三千六百億円の減税のうち企業減税を加えるか加えないかということから始まるかと思ひます。そこで、現在の経済事情から見ても、多彩な有効需要の拡大のために、所得税、物品税の減税をやるほか、なお企業の体質についても、特に中小企業の体質について強化する必要がある、その方法といたしまして、税のみならず種々の方法がございまして、現在の資本主義体制のもとにおきましては、政府の干渉度の少ない、さらにまた誘因として引っぱり得るものとしては、税制による措置のほうが適當ではないか、こんなような考へ方から企業減税が行なわれることになったわけでございます。

そこで、企業減税を行なうとすればどういふ方法があるかということが、私は第二のお答えすべき点だと思ふのでございます。そこで、企業の減税を行なうとすれば、もう少し只松委員のおっしゃったような方向で、いわゆる公平、応能主義の原理のもとでやるではないか、こういうような考へ方が出るかもしれないが、現在の法人税の構造から見まして、はたしてそれがいき得るかどうか、単純な税率の引き下げでは、むしろ所得税とのバランスがきわめて悪くなると思ふのでございます。所得税の税率は三百万円まで刻みは緩和されておりますが、これは税率の引き下げではないと思つております。税率の引き下げといふのは、七〇％が六〇％になり、二〇％が一五％になるというの引き下げだと思ひます。そんなような意味からいいますと、単純な税率の引き下げは、法人税だけやりますと私は、所得税とのバランスから見ても適當ではない、しかし一方、先ほど申し上げましたように、企業の体質改善をしなければならぬという要請も、これもまた無視できない要請でございます。そんなようなことを加味しますと、法人税のあり方につきましては、只松委員

つも御指摘のように、二百十四万円まで配当所得は非課税じゃないか、あるいはまた、法人税について現在の税率がいいかどうか、このあたりはまだ法人税のあり方といたしまして検討しなければならぬと思ふのでございます。法人税は昭和二十五年以来、シャウプ勧告によりまして、個人株主の所得税の前払いというふうな観念をしてまいりましたが、はたしてこれが実際に生きていくかどうか、世の中の人々がこれに従って法人税を理

て、私は、全体的な経済の発展につながると思うのでございますが、こういった端的な誘因措置のほうに効果があるような場合が多い。外国でも経済成長競争をし遂げる意味におきまして、税制におきまして誘因措置がふえつつあります。ただ、外国では、勇敢に行ない、勇敢にやめるといふ習慣がございまして、わが国とは少し違つておるところでございまして、そんなようなことを考えまして、今回の特別措置の新設を行ない、さらにまた一方、御指摘のような、只松委員のお持ちの資料に見られておりますところの新規重要物産免税が大企業に一番片寄つておるのでございしますが、このようなものはひとつやめていこう、といったこともひとつ加味してやっているとぜひ御理解願いたい、かように思う次第でございます。

○只松委員 理論があるから法案を出して、立場があるからこういう施策をしよう、こういうことは明らかですから、話はお聞きしておきますけれども、実際上どれだけの効果があつたかということもなかなかつみづからではないし、たとえば、租税特別措置を適用したとしても、なおかつ欠損をしておる会社があるわけですね。昨年のやつは数字があればお示しいただきたいけれども、私は持ちませんが、三十八年度のやつを見ても、十億円以上のもので、利益法人が百四十三社、欠損法人が九社というふうに出ております。昨年、本年はもっとこれが多くなつてきておると思うわけでございますけれども、これだけの手厚い保護をしてなおかつ欠損をしておるというところは、私は、単なる税法上の問題ではないと思う。私は、税法上ひとつも見ざる必要はない、こういう極論まで申しませんけれども、特に自民党の天下である資本主義社会ですから、それなりにされていこうでございまして、二年、三年の長きにわたつてこうやって欠損を続けておるといふことは、これはもう税法上の問題ではないですね。したがって、皆さん方、通産省とは違ひますから、通産省ならばかの施策をする、皆さん方は税法上の面から施策をする

いうことで、税金中心にお考えになつておるかも知れませんが、こういう問題は単に税法上の問題だけではなく、日本経済全般の問題あるいは企業経営者の問題、こういうものすべてが重なり合つておるわけですから、そういう経済の再建あるいは経済の興隆という面から見ても、この租税特別措置だけに重きを置いた、こういう手厚い保護をした企業保護というものは邪道ではないか。この体系もたいへん複雑でございまして、説明がなかなかできないので、回りくどいことを言つておるわけですが、結論的にはそういうことを言つておるわけですね。しかも、こういうふうにならば、企業に手厚い保護をするならば、ほかにたくさんあるではないか。私がさつきちよつと言いました贈与税の問題一つとりまして、そういうふうにならば一生懸命働いて、すでに源泉所得を取られて貯蓄をしてきたというふうな者でさえも、また贈与というところで取られてくる。こういう問題がたたくても、皆さん方の行政指導でできる問題がたたくても、それから出てくる税収の不足あるいは税収が減るといふことは、わずかな額なんです。だから、こういうものはあまり指導しないで、しかも、なおかつ租税特別措置というものを強くおやりになるというところはやめてもらいたい、私はこういうことを言つておるわけです。

こういう論争を幾らしましても、皆さん方は皆さん方の立場でおっしゃいますから、なかなか結論が出る問題ではございませんのでこのくらいにしますけれども、一番最初申しました税制の基本原則というものを踏まえらるるならば、ひとつぜひそういう点を顧慮して、新設されるならばそれだけのものを――諸外国の例を見ましても、日本みたいにこんなにたくさんないわけですから、やめるべきものは大胆にやめて、そして、いまの不況期なら不況期に対して、皆さん方の考えているように企業を救つていこうとするならば、多少の抵抗はあつても、やめるべきものはやめる、新設する

ものは新設する。一番最初申しましたように、いままでのものを恒久化して、既得権化して、租税特別措置はだんだん広がつていって一般税法化していく、それなら一般税法の中に入れてしまつたらいい。租税特別措置を一般税法に入れてごらんない。当然、ほかのところもこうしようといつて問題が出てくる。ところが、一般税法には入れられない、租税特別措置として置いておいて、うまいことをやつて、また新規にやつていく、これは私は行政機構の専横だと思ふ。だから、もう少しそういう点は、ある意味ではフランクに考えて、良心的に考えてやつていただきたいと思ひます。次に、この租税特別措置法を適用しておる会社、適用しない会社に分けて、ひとつ欠損会社数を、特に倒産があれば倒産会社数を、いまわかれれば、資料をいただきたいと思ひます。これは前にもいただいたが、新しいのがございませんで、できませうか。

○塩崎政府委員 できる限り御要求の資料を整えたいと思ひますが、あとで、どのような御要求が、詳細にお聞きいたしまして、できる範囲の資料を提出したいと思ひます。

○只松委員 それからついでに、この前要求して、ないというところをございしましたけれども、一千万円以上の倒産した会社は、不渡り手形の関係から公表されておりますけれども、一千万円以下の場合の倒産会社というものは出てきてないわけですね。これは税務署以外にはないと思ひます。これが、税務署でもなかなか容易でないというこの前のお話でしたけれども、しかし、これだけきびしく徴税をされておる中で、会社が倒産したかどうかというところはわかると思ふ。ほんとうに解散した場合に解散手続をいたしますから、法務局で調べてもできるかと思ひますけれども、ひとつ、一千万円以下の会社の倒産数を、もちろん昨年度は出ないでしょうから、一昨年度と、あるいは昨年度の月別等が出ておたら、できるだけ新しいものをいただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 倒産会社の資本金階級別の実態という御要求だと思ひます。この問題につきましまして、予算委員会におきましても種々論議がございまして、倒産について政府が責任ある調査をしていないではないか、東京商工興信所あるいは銀行協会の不渡り手形等から判断しまして、倒産件数を出しておること自体問題ではないか、こんな御意見がございしました。現在のところ、率直に申し上げまして、なかなかその実態がつかまれてないような実情でございします。税務におきましても、確かに、法人数は登記所に行つて調べ、申告等によりまして比較的つかんでおるほうでございしますが、なかなかこの実態がむずかしいのでございします。休業中の会社、年の中途で解散した会社を含めまして七十一万四千七十二というものが、三十九年度の私どもの税務の関係に出てまいります法人数でございしますが、休業中の会社及び年の中途で解散した会社を除外してみますと、六十五万六千八百六十五といった数字が出ております。したがらしまして、税務署におきましても、資本金階級別どの程度のものが倒産し、あるいはどういったものがなくなつたか、なかなかつかめないのが実態でございします。税務統計から法人企業の実態を見ましても、資本金階級別にもなかなかそういうふうな実態をつかんでいない状況でございします。で、できる限り努力してまいりますが、いま申し上げました倒産のより突つ込んだ資料はなかなかむずかしいかと思ひます。あとでまた御意見を承つて、できる限り御希望に沿うような資料をつくりたい、かように思ひます。

○只松委員 倒産というものは、特に零細同族会社あたりによく、なかなかむずかしい点もあるかと思ひますが、いまおっしゃつた解散したものあるいは休業したもの、そういうものは、国税庁で毎月統計が出て、大体お調べになつておるわけでございますから、相当確度の高いものが出てくると思ひます。国税庁でさえそれがもしないと思ひます。そんなでために法人会社に対して課税しておるのか。法人の利益があるかないか、それ

は、私は、全体的な経済の発展につながると思うのでございますが、こういった端的な誘因措置のほうに効果があるような場合が多い。外国でも経済成長競争をし遂げる意味におきまして、税制におきまして誘因措置がふえつつあります。ただ、外国では、勇敢に行ない、勇敢にやめるといふ習慣がございまして、わが国とは少し違つておるところでございまして、そんなようなことを考えまして、今回の特別措置の新設を行ない、さらにまた一方、御指摘のような、只松委員のお持ちの資料に見られておりますところの新規重要物産免税が大企業に一番片寄つておるのでございしますが、このようなものはひとつやめていこう、といったこともひとつ加味してやっているとぜひ御理解願いたい、かように思う次第でございます。

理論があるから法案を出して、立場があるからこういう施策をしよう、こういうことは明らかですから、話はお聞きしておきますけれども、実際上どれだけの効果があつたかということもなかなかつみづからではないし、たとえば、租税特別措置を適用したとしても、なおかつ欠損をしておる会社があるわけですね。昨年のやつは数字があればお示しいただきたいけれども、私は持ちませんが、三十八年度のやつを見ても、十億円以上のもので、利益法人が百四十三社、欠損法人が九社というふうに出ております。昨年、本年はもっとこれが多くなつてきておると思うわけでございますけれども、これだけの手厚い保護をしてなおかつ欠損をしておるというところは、私は、単なる税法上の問題ではないと思う。私は、税法上ひとつも見ざる必要はない、こういう極論まで申しませんけれども、特に自民党の天下である資本主義社会ですから、それなりにされていこうでございまして、二年、三年の長きにわたつてこうやって欠損を続けておるといふことは、これはもう税法上の問題ではないですね。したがって、皆さん方、通産省とは違ひますから、通産省ならばかの施策をする、皆さん方は税法上の面から施策をする

いうことで、税金中心にお考えになつておるかも知れませんが、こういう問題は単に税法上の問題だけではなく、日本経済全般の問題あるいは企業経営者の問題、こういうものすべてが重なり合つておるわけですから、そういう経済の再建あるいは経済の興隆という面から見ても、この租税特別措置だけに重きを置いた、こういう手厚い保護をした企業保護というものは邪道ではないか。この体系もたいへん複雑でございまして、説明がなかなかできないので、回りくどいことを言つておるわけですが、結論的にはそういうことを言つておるわけですね。しかも、こういうふうにならば、企業に手厚い保護をするならば、ほかにたくさんあるではないか。私がさつきちよつと言いました贈与税の問題一つとりまして、そういうふうにならば一生懸命働いて、すでに源泉所得を取られて貯蓄をしてきたというふうな者でさえも、また贈与というところで取られてくる。こういう問題がたたくても、皆さん方の行政指導でできる問題がたたくても、それから出てくる税収の不足あるいは税収が減るといふことは、わずかな額なんです。だから、こういうものはあまり指導しないで、しかも、なおかつ租税特別措置というものを強くおやりになるというところはやめてもらいたい、私はこういうことを言つておるわけです。

は大体わかっておる。しかし、これが倒れてゐる
か倒れてないか、そういうことはつきりわから
ない、あるいは休業しているか休業してないか
からない、全国の会社がそんなことで、どうや
つて完全な徴税ができるのだろうか、こういうこ
とが言えると思ふ。だから、私はきよはそこ
まで責任を追及しようとは思いません。そうい
うことで資料を要求しているわけではございませ
んけれども、解散したものは法務局でわかると思
いますけれども、そういうことで確度の高いものは
皆さん方のほうであると思うのです。なかなか
表しにくいだろうと思うのですけれども、この際
これだけの租税特別措置を行なうとおっしゃる
皆さん方ですから、会社のそういう実態を、引
きかえとは申しませんが、教えて、そのた
めにこうやってわれわれは租税特別措置はやる
んだというくらい立場をとっていただきたい。そ
ういう意味から、ぜひ今回は出していただきたい。
○塩崎政府委員 繰り返すようにございしますが、
非常にむずかしい御要求の資料でございしますが、
できる限り努力して、御希望の線に沿うようにし
たい、かように思います。

○只松委員 時間がございせんので、物品税の
問題を一言だけ聞いておきます。
物品税はだいたい引き下げになりましたけれど
も、私たちは前から言つておるのは、マッチであ
るとかなんとか、もっと生活に密着したもので引
き下げられるものがあるのではないか、こういう
点はどういうふうに配慮されたか。それからいま
一つは、直接物品税ということではございせんが、
酒税あるいは専売益金、こういうものは、大衆課
税としてはきつめて密接な関係を持つておるわけ
でございします。これはいつも言うように、三十万
円の所得者も一億円の所得者も結局同じ税率を払
うわけですから、累進、応能という原則からは遠く離
れておる。こういう点についても、大幅な物品税の
改正をやる場合には手を触れて、何らかのそうい
う方向を出すとか、そういうことをすべきだと思
います。これだけの大幅な物品税の減税なりいろ

いろのことがなされておるのに、全然そういう方
向が出ないのはいささか手落ちだと思ふのです。
そういう点についてどういうお考えですか。

○塩崎政府委員 まず第一の、マッチのような大
衆必需品なものに対して物品税は大いに廃止あ
るいは軽減すべきではないか、それが今回の物品
税にどういうふうにあつたか、こういう御質
問でございします。私も、できる限り大衆課税
は避けていきたい、さらにまた、生活水準の向上
に際しまして、過去におきましては若干高級のも
のでありまして、だんだん日常生活の中に取り
入れられたようなものにつきましては、物品税等
の間接税を軽減していくべきだと、かように考
えております。そんなような配慮が、今回の化粧品
につきまして免税点を設けたということに、一例
でございしますけれども、あらわれておるわけで
ございまして、こういった考え方は今回の物品税の
減税に貫かれておる、かように考えております。
ただ、マッチについて何らの改善が行なわれな
かったではないか、こういう御質問が次に出るや
うかと思ひます。確かに、マッチにつきましてい
ろいろな方面からいろいろな意見がございします、
過去におきましては、私も物品税を、二課長、そ
の前は事務官でございしましたが、古くやつてま
いりまして、マッチについての論議が非常に多かつ
たことを記憶しております。私も、マッチにつ
いて課税の論議をこんなふうに考えたらどうで
あらうかというふうにおつておるわけでございま
す。もちろん発火剤としてのマッチということも
一番大きな機能でございします。それが日常生活に
結びついておることも事実でございします。しか
し、同時に、過去におきましては、たばこをのむた
めのマッチということも、たばこに対して消費税
がかかつておるといふことの一種としての考え方
がマッチについては一つございしました時代がござ
います。外国なんかの課税の事例は、おそろく多
分にそういうことと関連しておるものと思ひま
す。現在はライターが普及してまいりましたので、
そういう考え方は少なくなつてしまつたといふ考

え方が正しいかと思ひます。現在考えられており
ますのは、これもまたへ理屈ではないかといふこ
とになりましようが、広告マッチが、日本の過当
競争と申しますか、販売競争と申しますか、こう
いった営業面におきまして、競争を反映した
しまして、無料で交付されるマッチといふものが
マッチの生産高の半分以上を占めておるといふの
が実績でございします。それが、先般有馬委員のお
話のあつたように、マッチに対する物品税はや
めて、堂々と広告税を起したらいいではないか
という反論が出るかもしれません。しかし、物品
税は物品税としての体系もあり、またそのよさも
ございします。そんなような関係から、現在のと
ろ、千本一円という、過去に比べますと低い税率に
なつておりますが、現在のところ、マッチに対して
減税は行なわなくてもいいではないか、こういう
考え方のもとに行なわなかつたのでございします。

それから第二の、税体系に関連する非常に広範
な御質問でございします。酒、たばこ等の大衆嗜好
品に対する消費税を、こうした物品税の減税と歩
調を合わせて引き下げたらどうかという御質
問でございします。確かに、酒の中あるいはたば
この中には大衆の生活にきつめて密着しておるも
のがあることは、私も只松委員の御指摘のとおり
だと思ひます。ただ、今回これを見送りましたの
は、何と申しまして、物品税は課税範囲がきつ
めて広範でございします。第二には、またこれの減
税といふものが有効需要の拡大となりまして、他
の間接税よりも経済にいい影響を来すのではな
いか、こういうたねわいが物品税についてはある
のでございします。第三には、同時にまた国内基盤
を拡大することが輸出の振興という面にも貢献す
る、こういったところが物品税のねらいであり、
第四には、中小企業の負担を緩和するといふもの
も、物品税の今回の減税の大きなねらいでござ
います。こういった数点の物品税の減税の効果と
いふものは、比較的と言つたほうがいいかと思ひ
ますが、酒やたばこのうちの大衆嗜好品に対する
消費税の引き下げでは庶幾できない効果だろう、

かように考えております。そんなような意味で、
酒、たばこ等の消費税の引き下げは今回見送られ
たのでございします。これは、今後ひとつ税体系の
あり方といたしまして根本的に検討したい。消費
税はいかにあるべきか、消費と設備に対する課税
はいかにあるべきか、このようなむずかしい問題
もございします。それから、御指摘の奢侈品に対す
る課税はどういうふうな方向をもつていくならば
可能であるかという点も今後検討してまいりた
い、こんなふうに考えております。

○只松委員 いまお答えにはなりませんが、前
から、たとえ酒、たばこはやめたらどうだとい
うような意見をいろいろ社会党からも出しておる中
で、常に検討いたしますとか、そのような努力い
たしますというお答えが、前任者等からあつてお
るわけなのです。ところが、そのときそのときの
委員会の答弁はそうですが、一向に下がる気配も
なければ、そういう考慮のあたらない、こういう
ことだと思ふ。だから、やはりこれはできないな
らでない、こういうものからとるべきだといふ
ふうに、明確に方針を出したほうがいいだろうと
思ふ。それとも、少なくとも委員会が答弁して、
そういうふうな努力するとか、善処するとか言つ
たならば、一べんだけちよろりと、この前泉さ
んお見えにならなかつたけれども、去年で四万件
ぐらゐの査察を十万件と云つて、言い違ひぐ
らい、これはかまいませんけれども、いつもそう
いうふうな努力いたしますと口約束する。口約と
いつたつて、これは国会で約束するわけなのです
から、そうすると、やはり何らか検討するなり、
努力の方向を示すべきだと思ふのです。ほ
くは、ほかのことも言うておつて、委員会だけそ
の場のがれと申しませんが、答弁でこまか
してゐるのでなくて、検討していくなら検討して
いくという形で、そういう努力をしていく。税金の
問題を見ておつても、予算と関係してくるから、
どたんばになるとなかなか最終的な結論が出ない
といふことになるでしょうが、本国会が終わつた
ら、来年度の経済動向なりあるいはいろいろな経

済の指向方向というのはわかる、予算のきめ方というのをおよそ勘案しながら、来年度はどういう減税の方針を貫こうか、どういう増税の方針を貫こうか、こういうことをききまねばならぬと思う。こまかい数字は予算編成期でいいけれども、全体として予算編成期にだいたいと、物品税の場合も、衝に当たられた方々はいへん御苦労であつたと思うけれども、さあ、わずかな時間によつたもんだからというやうなことであつて、そう言われれば、これは何をか言はんやという事になつてしまふわけだ。わずかな期間に、正月も休まないでがたがたとやつてしまふやうな事になつておる。やられた人はたいへんお気の毒だと思ひますけれども、政治のあり方からするならば、本国会が六月で終わつたならば、七月から来年度の税制問題に取り組む、こういうことだらうと思う。その面においてもそうであり、いままやうな物品税についても多少長期的に見て、このところでは酒やタバコも下げていくなら下げていくという方向を指向する、あなたたちが答弁するように指向するならそういうことをすべきだ。それができないならできないで、こういうものは税を上げたほうがいいという方針なら方針で、この委員会でも堂々と答弁をしていくということにすべきだらう。その場のがれといつては失礼でございますけれども、この場に合わせた答弁ではなくて、ひとつ明確な方針を出していただきたい。

最後に言っておきますけれども、明年度の税制をいろいろ扱う場合にも、本国会が終わつたら、ばつぱつ来年度の問題にとりかかつて、その方針を出していく、こういうことをしていけば、大方の意見も聞けるし、税の民主化ということにも一歩近づいていく、そういう御努力をお願いいたします。きょうの質問を終わりたいと思います。

○藤井(勝)政府委員 最後にはたばこ、酒消費税の問題について御指摘がございましたが、実は、これは以前の委員会でも有馬委員からお話がありまして、私、大蔵政務次官として御答弁を申し上げた

いきさつがございますので、一言御報告をして御了解を得たいと思つております。

実は、私も特に酒の場合は二級酒の減税問題をいろいろ内輪で話をいたしました。何とかひとつ大衆消費税の軽減措置といつたことは考えられないものであらうかと、いろいろ検討をしたわけでありました。ところが、申し上げるまでもないわけですが、特にたばこ、酒の消費税は保健衛生的な見地という一つの立場もございまして、同時に、最近、酒の場合小売り価格が上がりまして、その酒の中に占める税金の割合が比較的下がつてきている、こういう実態が一つあります。また、たばこの場合は、葉たばこの買入れ価格というものをずっと上げるといふことによつて、実質的に専売益金が相当狭められてきており、これまた、いわば実質的な減税になっておる、こういう関係からこの際ちよつと見送らざるを得ない。で、一般的に間接税のあり方といふことから税制調査会において検討してもらつて待つていただくではないか、こういうことに相なつたわけでございます。

ので、こちらで答弁したことをそのまま、場当たりりのことでお茶を濁しておるという事情ではないことはひとつ御了解をいただきたいと思つ次第でございます。

○只松委員 確かにそういう点は私たちは存じておりますし、そういう面もあつて税率が下がつたりなんかしてきているのも事実だと思ふ。それならばそれで、そういう答弁を明確にして、こういう実質上減税になっておりますという答弁をいまいまいに堂々とされたらいいと思ふ。

いまついでに言っておきますけれども、ビールやなんかは、そういう面もあつて諸外国に比べてきつめて高いわけでありまして、これはもつと引き下げていくとか、あるいはさうじやなくて、やはり五〇%くらい日本としては取るべきだ、こういうことを言うか、やはり基本的な方針を出して答弁されたい、こういうことを言っているのではありません。ぜひそれをお願いしたいと思います。

○三池委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、質問に先立つて、いま武藤理事のほうから指摘がありました。私どもの質問に対して、これはたいへん失礼な言い方ですが、けれども、聞いてもらおうとは思ひたいわけですよ。しかし、やはり予算案といふられるやうな重要法案に対して、政府与党の委員の出席状態がどういふ状態の中で審議をするといふことについては、法案を成立さすかさないかという権威の問題、あるいは大蔵委員会それ自体の重要法案に対する取り組み方の問題として、私はこれは了承できないと思ふ。そういう点から、私は質問を続行したいと思ふ。そういう点から、一時、委員長

の善処を待つて質問をさせていただきます。さらに、一つつけ加えておきますが、できることならばこの重要法案をきょうのうちに上げたい、こういう強い願望が、政府与党の皆さんとしてはわれわれ以上に強いものがあると思ふ。そういう条件の中で、大体見通しをつけておつて、採決の時間がきたらやつてきて、雇ひ兵であらうと何であらうと、頭数さえそろえばいいのだ、こういう態度は、きつめて国会を軽視する態度であると思ふのです。そういう点からいって、私も、特に国会に出てきてまだ日の浅い者は、こういう国会の審議態度に対しては非常にふんまんやうな方ないものがある。われわれといへども、質問する事項についてはしつととじみたこともたくさんあります。うけれども、その真剣な度合いにおいては、与党の先輩諸氏と比べてまさるとも劣らぬだけの真剣さを持つておるわけだ。そういう点で、ひとつ委員長の出席に対する善処方を要望して、私は一時、このまま質問をしないで、こころ着席をして待ちたいと思ひます。

○三池委員長 藤田委員のお説、全く同感でございます。さつそく委員諸公に出席を要求いたしますから、しばらくお待ちください。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○三池委員長 速記を始めてください。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 さて私は、先輩同僚議員のほうからすでに幾つかの質問がありました。租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに物品税法の一部を改正する法律案について、以下幾つかの問題点について質問をいたしたいと思ひます。

当初に、若干お断わりしておきたいと思ひます。すでに質問をされた先輩議員の質問事項と若干ダブるやうな面が出てくるかと思ひます。その点については、できるだけ角度を変えたつもりで質問をしたいと思ひますが、一部の重複については御配慮をお願いしたいと思ふわけであります。

まず第一に、順序不同になりますが、租税特別措置のうち、交際費の關係についてであります。若干数字的なことをお尋ねしたいのですが、三十五年以降、法人税、交際費、特に法人税と交際費については、法人税と交際費の比率、それと自然増収の対前年度の差額、自然増収の額、こういうものの額と割合を聞かしてもらいたい。

○塩崎政府委員 支出交際費のほうは三十五、六年ちよつと不明でございますので、三十七年から並べましてお答え申し上げます。三十七年から七年の法人税収入は七千八百四億圓、その次に前年度の、現行法によりますところの、対前年度当初予算によりますところの自然増収でございますが、これが二千二百八十八億圓、そのときの支出交際費は三千七百八十七億圓と出ております。三十八年になりますと、八千六百二十九億圓の法人税収入でございます。自然増収は五百五十七億圓でございます。支出交際費は四千五百六十二億圓でございます。三十九年は九千七百五十四億圓が法人税収入でございます。自然増収は、これは補正で少し直りましたけれども、当初見積もりました自然増収は二千八百六十六億圓でございます。支出交際費は五千三百六十五億圓でございます。なお、法人税収入に対します交際費の割合は、三十七年は四八・五%、三十八年は五二・九%、三十九年は五五%、こんなやうな数字になると推定されます。

○藤田(高)委員 四十年及び四十一年度の推定

○藤田(高)委員　そこで一つお尋ねをしたいので
法人税収でございます。法人税収はマイナスで
ございます。赤字が千三十四億円見込まれており
ます。支出交際費は六千億円と見込んでおります。

○藤田(高)委員　そこで一つお尋ねをしたいと思います。が、今回の税制改正にあたりまして、政府の主張としては、法人税を中心とする企業減税に相当ウエートをかけた改正を行なっておるわけでありまして、その主張されてきたところを見ましても、他の租税特別措置の幾つかの項目とも関連をいた

しますし、もうすでに議決を見た法人税とも具体的に関連をするわけですが、いわゆる企業の収益性を向上させていく、あるいは企業本来の体質の改善をはかっていく、自己資本比率の向上を税の軽減を通じて求めていくのだ。そのことの是非はともかくとして、政府の主張としてはそういう主張点を柱として今日までの税制改正についての主張をされてきたと思うわけがあります。

が、私はこういう税制改正をやってこられた側の主張と、そういうペースの上に立って考えた場合に、いま御説明になられた法人税と交際費の関係というものが、こういういわば最近の傾向を見ますと、交際費の支出傾向というものはずっと増大をしておるわけなんです。パーセンテージからいいますと、たまたま主税局長は三十五年、三十六年はお触れにならなかった。これは私の邪推かも知れない。

わからなければならないけれども、三十六年までは法人税と交際費の比率というものが非常に低いわけなんです。これは私の手元の数字でいきますと、三十五年の法人税が五千七百三十三億円、それに対して交際費が千三百四十九億円、法人税と交際費の割合は二三・五％、三十六年度は法人税が七千四百十二億円に対して交際費が千五百四十二億円、したがってその対比率は二一・五％というふうに、法人税との対比における交際費の割合というものは、三十六年までは非常に少なかった。ところが

が、三十七年を契機としてその比率が、さつき答弁がありましたように、三十六年までが二〇％台であったものが、三十七年になって一躍四八・五％、続いて五三％、そうして五五％、そうして確定

次に、このような数字は、確かに交際費の増加を示すではないかということでございます。法人税収を分母としたしまして、分子を支出交際費を置くことは、これは大ざっぱに申しまして、確かに法人税が企業の収益をあらわすならば、まさに収益の増加以上に交際費がふえておるのではないかなというようにことを意味されるのかも知れません。

ん。しかし、法人税は、御存じのように、企業収益をそのまま反映している点もございますけれども、同時に、税制改正によりまして、たとえば三十九年には減価償却によつて法人税が減ったという面もございます。四十年には留保税率が一％下がった、あるいは三十七年には配当軽減税率が下がったとか、税収と比較されるよりも収益その

ものと比較されるほうがより正確なものではないかと思うのでございますが、それはそれといたしまして、法人税収が収益を反映しておると大ざっぱに見ますならば、おっしゃるように交際費は決して減つてはいない、むしろふえる傾向にあることは、この絶対額からおわかりのとおりでございます。

そこでこの第二の御質問の、政府はこれを抑制する気持ちがあるか、こういう御主張でございます。交際費の課税が始まりましたのは、私の記憶では昭和二十九年から、そのときから行き過ぎありということ、交際費の無条件損金算入を制限してきたでございます。当時におきましては、支払い配当よりも交際費が多いではないか、

こういって非難がございましたが、確かに当時におきましてはそういった傾向を示しましたが、それはわずか一年だけで、その後は支払い配当金額のほうが多くなっております。三十九年度の税務統計を見ましても、交際費は五千三百億円でございますが、支払い配当は六千四百八十一億円でございますので、過去においての数字は私は決して

そうならないというのを申し上げたいと思います。しかし、やはり交際費の行き過ぎがあると、これは大方の声でございますし、社用消費がはんらんしているということは世の中で指摘が多

いたのでは私はできないと思うのです。したがって、そういう点では、この今日の条件を改正する必要があると思うのですが、これに対しての見解を聞かしてもらいたい。

○塩崎政府委員 交際費につきましては、藤田委員長御指摘のように、現状においてその使い方、そ

的な交際費の抑制策を政府として当然考えるべきじゃないか。と申しますのは、私のほうから多くを申すまでもないと思うのですが、今日の不況下において、先ほど私があえて自然増収の経過を聞きました。この損金不算入のあり方次第によつては、自然増収がある意味においてまかない得る財源も出てくるのではあるまいか。いわゆる交際費が減ったから、そのことが全部法人税の利益の対象になる性質のものではないと思うのです。これは私もよく理解しておりますが、一般的に考えて、そういう金は自然増収を埋める方向の法人税の対象ワケに幾ばくなりとも充当をさしていくべきではないか。また、個々の企業体の立場からいけば、国の立場からいって、税の面で企業体の体質改善をやったり、自己資本の比率を高めるといふ立場からいえば、こういう形の企業体質の改善についてはあまり効果がない。むしろ、それをやるよりも、今日の不況下の税の改正としては、すでに指摘をしたように、所得税の大幅減税をもっともつとやつて、そういう点からこの不況克服の消費購買力を高めていくべきではないか。こういう観点から考えましても、国がそこまで税の改正をやるうとしておるのに、個々の企業が、端的に言うところ、飲み食いの費用については野放しだ、今日の状態をそのまま存続するのだということでは、企業内努力としては、会社経営者の態度といえますか、その怠慢は責めらるべきものだろう、したがって、国家財政の見地から見ても、あるいは不況下におけるそれぞれの企業の体質改善をやっていくという立場からも、この交際費をもつと大幅に規制をしていくことは当然であろう、そのためには今日の条件改正をやらざるを得ないと思うのですけれども、これは個々の企業体にまかしてお

の金額等に行き過ぎがあるということは、私も認めるところでございます。しかし、これは先ほど申し上げましたが、やはり企業の費用と考えられる部面でございますし、私は、過去においてこの交際費課税制度のいろいろな資料をそろえまして気がつきましたことは、やはり弱い企業が出さざるを得ないという点が多いことに気がついたのでございます。過去におきまして業種ごとの率なんかを設けましたけれども、どうも見てみずと、注文を取らんがために交際費を使わざるを得ない下請あるいは特別な会社が多いように見受けられたのでございます。したがって、金融機関みたいなのはむしろ交際費がほとんど見られない、見られるところはと見てみると、大会社というよりも、むしろ大会社に入り込みまして注文を取らんがために、残念なるかな、日本の現状は相当そういう接待をやらなければいかぬ面があるように見受けられるのでございます。これは基本的には過当競争であり、過当競争というものは、やはり自分の意思というよりも、企業を維持するためにどうにも必要な費用という要素が強いように見受けられる、これは、この中にも行き過ぎがあることは認められます。そういった意味で、交際費から受ける感じは、何も事業に関係のない方々を接待したという部面よりも、金額が大きいのは、言うまでもなく、いま申し上げました注文を取らんがための、あるいは事業を伸ばさんがための接待費というものの増騰というものが多くことがまた原因になっておると思います。そういった意味では、交際費は、企業収益がよほど悪くなりますと、自粛ムードが最近のように若干出てまいります、やはり不況期になりまして、競争が激しくなりますと、かえって使われたりするような

傾向がある、このあたりに、全額損金算入の要請ということもわかりますけれども、そう簡単にまいらない、むしろ広告費と同じように、弱者にかえって負担がいくような結果を招いたしますと、担税力の見地から問題があらうというようないふたすのでございます。もちろん私は行き過ぎのあることは認めます、外国においても、税率が高くなりましてからこのような弊害が出てまいりましたので、種々の手当てを講じていることは御存じのとおりでございます。アメリカでは一人あたりの接待費の限度は二十五ドルにするというふうな絶対額の制限をつけた、あるいは、ほんとうにお得意を呼んだかどうか証拠を示せというふうなことを言ったり、そのために、ホテルでは写真屋が繁盛しているというふうな笑い話が出てきております。しかしこれは、基本的には日本と違つた税率の面という外国における反応からきておるのでございましょうが、わが国ではもう少しそれが過当競争からきている面がある、こういう面を考へて、この交際費の問題はひとつ処理したい、そして、やはり行き過ぎがございまして、企業が過当競争、そしてまた、こういうことによつて注文を維持しなければならぬということとをできる限り全体としてやめる方向が望ましい、だんだん自肅の傾向が見られておるのであります、そういう点を加味し、さらにまた、所得税の税率といったようなものもあわせて考へていただく、法人税も同じようなことだと思ひます。いま利益がある程度取れるならば、将来の企業を維持する意味で、交際費を使つて、相手を喜ばしでいこうというふうな考へ方すら出ることも当然でございまして、そんなことをひとつ総合的に考へまして処置していくのが、この交際費問題の適正な処理ではないか、かように考へております。

○藤田(高委員) 私は、今日の条件の中で交際費というものを全廃しろというふうな、そういう極論は言つていないわけですが、しかし、基本的な考へ方として、交際費がこのように数千億円にも及ぶというふうな状態が生まれているということは、日本の資本主義経済の腐敗ぶりを遺憾なく發揮していると思ふんです。なるほど、いい悪いは別にして、投資が投資を呼ぶという形の中で過当競争というものが起つて、そのあふりが交際費の中にも結果として出てきているのではないかと、こういう点についてもわかりますけれども、国の税制面から、あるいは国の行政指導を通じて企業に何を要求し、何を指導していくかということになれば、これは独占禁止法の趣旨ではないけれども、過当競争なんというものは、私の聞いた範囲では、例の新産業体制論なども、西ドイツやアメリカあたりでは過当競争ということがなかなか理解できない。日本で言う過当競争ということは理解できぬことではないけれども、非常に理解に苦しむということをやドイツあたりでは言つております。そういう点から考へても、資本主義経済の中における競争というものは、あくまでも公正な競争という点に焦点を合わせて、税制の面における配慮なりあるいは行政指導というものがなさるべきであらう、こういう基本的な筋からいけば、私は、やはり、法人税の六割にも匹敵するような過大な交際費というものは、少なくとも今日の条件よりもさらに抑制をするという指導というものが税制を通じてなされることは当然だと思ふ。こういうことにちゅうちゅうすること自身が、えらい極端なことを言うようですけれども、ある意味においては過当競争をおおること、過当競争それ自体を認めることを政府も黙認をしてきたというところにさへなりかねないのであつて、やはりこういう交際費的な冗費は、今日の資本主義の発展過程においては極力圧縮していくのだ。話がちょっとへんちくりんになりますけれども、中国へ行けば——これは、私が十年前に行つたときにもすでにそういう国の指導がなされておるので非常に感心をしたのですが、早い話が、労働者は八時間労働だ、時間外労働については、国防上の問題なり公共事業に支障が起つたときなり、幾つかの条件がない限り時間外労働はやらない。ですから、国費待遇のお客さんが来ても、こういう条件

になつておりますから、いわば給仕さんもおらなくてお茶も出せませんけれども、それはひとつあきらまず、こういうふうにあいさつをされるわけですから、この交際費の関係でも、今日の税制の中で、もう一定限度額以上は認めてくれぬことになつたということになれば、それ自体が個々の企業の交際費を、乱費というか、そういうものを一つの理由にしてこういう冗費は極力セーブをしていく、こういうことにもなりますし、また、本来的にいって、経営者自体のモラルの問題としても、交際費の多い少ないによつて企業競争をやる、受注量の増大をはかるということは、私は公正な資本主義経済の中における競争の理念に反すると思ふ。ですから、今日政府自民党のよつて立つ基盤は資本主義の正当な繁栄を求めていくといふ、そういう理屈からいつても、交際費によつて——さき言つたような現実の結果論としてそういう現実があることはわかります。あるけれども、税の改正をやつたりする場合に、そういう誤れる情性というふうなものを黙認する形の中で税制の改正に取り組むということは誤りじゃないか。そういう点からいって、やはりこの交際費の限度額については、いわゆる一定の限度額として、今日の制度でいえば、四百万円プラス千分の二・五というもので一つ線を入れて、あとの不納入割合については見ない。これは私の一つの意見であります、社会党の意見としてもそういう意見を出しておられるのです。これは政府に対して要求もしておられると思ひますが、そういう条件に沿つた交際費の制度をつくるべきだ。これは積極的にそう思ふわけですが、そういう点についての見解を聞かしていただくのと同時に、いま一つ、もしそういうふうな損金の不納入割合というものを、全額これは不納入にするのだということになれば、現在の交際費から割合においてどの程度圧縮されるかということとをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○塩崎政府委員 二つ御質問がございまして、まず第一の、交際費課税について改正を加へて、交際費について少なくなるような方向の改正はどうかという御質問でございまして。私どもも、別に現在の五割という益金不納入割合が絶対的にいいものとか、これによつて交際費の縮小がはかれるというふうには全く考へておりません。趣旨は先ほどるる御説明申し上げたとおりでございます。基本的には過当競争が根本原因でございまして。しかし、先ほど来申し上げておりますように、税制に対する期待が藤田委員の言われるように確かに大きいこと、私にとつてもありがたいこととでございますが、あまりに税制によつて自然の流れを抑制いたしますと、かえつて弊害が出ると思ひます。一つは、先ほど申し上げましたように、そういった根本を直さずに、単純な交際費課税をやつただけでは弱者がいたんでくるだけではないか、注文をとらんがために無理をする企業だけがいたつたのではないかと、これがございまして。もう一つは、やはりそういう経済の基盤が直らない前に税制だけで措置いたしますと、不自然なかつたところ、たとえば、別途の金を持つておりました、別途に接待するといふような、自衛上と申します、本能的な反発が起きてきまして税務は混乱する、こんなような感じがございまして。しかし、交際費の行き過ぎにつきましては、私も世間の言われることはもっともだと思ひます。そこで、基本的には過当競争の問題、さらにはまた、減税の問題もからめて考へなければならぬと思ひ、交際費課税についても、おっしゃつたような御提案もございまして。さらにまた、企業側にはたまたまれば、過去の基準年度に比較して減らしたならばある程度のメリットはあつた、いまはふやそうが減らそうが、依然として半分は文句なしに益金不納入ではないかといふ非難もございまして。このあたり仕組みの問題といたしまして考へなければいかぬ点は同時にまたあらうかと思ひますので、ひとつ慎重に検討してまいりたい、かように思つております。これはもちろん交際費の動向とひとつ見合つて考へるべきではないか、これは私どものほうの大臣が常に言つておるところでござ

ざいます。

第二は、現在の五割という不算入割合をやめて、一定の足切り額をこえる部分を全部法人税の益金に入れたらどうか、圧縮ということばでございましたが、増収といたしましては四百四十億円の増収が生ずるといふふうに単純計算で見積られます。もちろん、こういふことによりまして、税金が変な形で逃げ、あるいは交際費が減るということになりますれば別でございます。一応全額交際費について益金算入というシステムをとるならばこういふ増収が生ずるといふ点については、現在は、三十九年度は交際費課税によりまして百三十三億円の増収を生じておりましたから、それに四百四十億円の増収が追加される、こういう結果になります。これは三十九年度ベースでございます。

○藤田(高)委員 三十九年度ベースということばは、いわゆる損金の不算入分を三〇％ということばです。これは私の質問をしておる一つの仮定といひます。これは基本的にはわが党の主張なのですけれども、不算入分を全部課税対象にしろということであれば、約その三倍ということになります。三十九年度ベースが三〇％ですから、それを全部はすということとは三倍になる。その約千四百億円の千五百億円の増収のものが結局交際費として浮いてくる、こういう形になるわけです。いま言われるなにかいいますと、四百億円とか四百四十億円というから、一つの大きな数字を扱う感覚としてはさして大したことではない。じゃなからうかという感覚にもなりがちですけれども、私の論旨からいって、これは三倍になるのです。ですから、これは非常に大きな数字ですけれども、千五百億円の増収のものが交際費として節約される。そういうことになれば、それは、私、国家財政の見地から先ほど言いましたけれども、そのファクターを一応留保して、今日これだけ、今度の法人税や特別措置法の改正で企業の体質改善あるいは自己資本比率というものを高めなければいかぬという要求が税制改正の中心をなし

ておるのですから、私は、国家財政のほうを一応留保するにしても、企業体自身が千五百億円の金を、まず交際費を節約して企業の体質改善に充てるべきである。また、そういう行政指導を税制の改正を通じて政府がやらなければ、そういう点をはずしておいて、税率で操作をする、それも、今度の改正に出てきておるような特別措置だけでめんどろを見ようというところは、私は順序としてきかちちしておると思うのです。ですから、そういう立場からいって、交際費の限度額というものは、なるほどいままでふくれ上がってきておりますから、これを切るのには企業としてはなかなかの努力でしょうけれども、私は、今日中小企業なんかこれだけばたばた倒れておるのですから、会社が倒れる思いをすれば、交際費を節約するくらいあたりまえのことですよ。これは、私の経験してきた会社でも、前後四回の企業整理というものがあつたけれども、やはり企業の合理化を経理的にはかかっていくということになれば、やはり交際費なんかをまずやり玉にあけて、そういう冗費の節約をはかっていくことは当然だと思つたのです。世間一般から見ても、冒頭に述べましたように、何千億円という交際費が今日政府の税制のもとでまかり通るということは、国民の常識としても許せません。ですから私は、くどいようであります。現在の制度は来年三月三十一日までだと思つて、その点は若干違つておりましたが、一カ月くらいは、まだ時間もあることだし、少なくとも来年以降は、しかも公債をかかえた中における国の財政のやり繰り、あるいはこの自己資本比率が全体的に見て八対二だといわれるような、そういうアンバランスの状態を改善していくのだという、そういう方向からいって、この交際費の割合を私が指摘しているような方向で、大蔵省及び政府は税調にもはかりまじうし、また、そういう方向で税制改正をやるのだということを企業家、会社に向かっ

て、いわば宣言をするというか、そういう指導方針を打ち出していくのに条件として全くいい時期に来ておると私は思ふのです。そういう点で、その将来の構想と申しますか、来年度に向けての考へ方もあつて聞かせてもらいたいと思つて、
○塩崎政府委員 御指摘のように、来年の三月に期限の切れる特別措置でございます。企業減税にからみまして、こういった国会の絶えざる批判があることを税制調査会にも反映させまして、ぜひ御審議を願ひ、来年度の方向をひとつ出したい、かように思ひます。ただ、先生のおっしゃることは、ずいぶん私もうなずけるのでございまして、けれども、先ほど来考へておりますように、過当競争が基本的な原因であり、これをなすような形で強化いたしますと、注文をとらなければならぬという人たちに負担がかかるので、そのからぬ方法をとらなければいかぬという点を研究してまいりたいのです。数字もございまして申し上げますが、私が申し上げました四百四十億円といふのは、四百四十億円全額三十九年度ベースの交際費を益金に入れますならばこれだけの増収が追加して生ずる、その当時は百三十三億円の増収でございまして、それが約三倍とちよつとこえております。先生のおっしゃる意味が十分つかめませんが、そのときの交際費といたしまして益金に算入される額が千八百億円と見ておられますから、それが節約になれば利益が生じて、そこから三五％か、交際費か、いづれかという御主張は、それと申しますが、そこは単純——単純と申しましたのは、千八百億円に対して三五％の税率をかけたというだけでございまして、これは利益となつて残つても三五％といふことで同じ結果でございまして、交際費を節約すれば、かえて税金が生じないではないかという御主張がときどきございしますが、それは法人利益の増加となつてあらわれるのではないかと、そこで法人税として取られる、どっちにしても取られるのではないかと、ということにならうかと思つてございしますが、しかし、留保になつて残る部分のほうに企業としてはいい

ではないか、法人税引きで留保になる部分は、法人の利益として企業に貢献するのだから、交際費とするより効果が多い、そういうことの御主張は、ろうと思ひます。そんなようなことも加味いたしまして、来年度で期限の切れる問題でございまして、税制調査会におきましては、ひとつ国会の御意見、これに対する評価、これは十分反映するような御審議を願うようにしたいと思います。

○平林委員 関連して。

いま藤田委員が取り上げておる問題は、社会党としても交際費の課税については損金不算入の割合を少し高めるべきであるという主張でございまして、昨年も私の問題をとり上げたことがあるわけですが、きょうは會議録を持っていますから、こまかいことは落としてあるかもしれせんけれども、いまお話のように、交際費が四十一年度ベース推計では六千億円あるということに対して主税局長は、一つには、弱い企業の交際費といふものを考へねばならないと言われました。私、ある面ではもっともだと思つた。しかし、それならば、たとえば資本金を一千万円あつては中小企業の一つの基準として五千万円でもけっこうですが、これと、それからそれ以上の大きな企業との実際の交際費というものが幾らの割合になつておるかといふことはつきりつかまえてこそ、これが弱い企業のほうにもあると云えるのです。したがつて私は、去年もこの問題について調べるやうにといふことを要求しておるのです。時間がかかる問題ですから、いままで私は黙つておりましたが、たけれども、もし弱い企業には交際費がどうしても必要なだといふことを裏づけるためには、まず、資本金別に大体交際費支出の割合がどうなつておるかといふことの資料がなくてはならない。これは私はきょうとは言ひません。きょうとは言ひませんけれども、この問題は緊急近い将来に解決しなければならぬ問題でございまして、資料としてその割合をひとつ提出してもらいたい。それからもう一つ、いまあなたは過当競争、日

本の企業における過当競争というものが交際費の増大を余儀なくしておるといふ釈明がございまして、これはある一面もつともなところがあると思

心にかけておられるものと思います。それについて、その分類ができておるならばそれを資料として出してもらいたい。

私、都合三つ申し上げましたけれども、いずれこの問題は、税制調査会をまつまでもなく、大蔵委員会に設けられた税制小委員会でも藤田委員の取り上げた問題をさらに詳しく議論をする必要があると思ひますので、きょうと言ひませんけれども、その三つの資料を整えておいてもらいたい。

○塩崎政府委員 御要望の資料、できる限り御期待に沿うように調整いたしまして提出したいと思ひます。

私どもは、いまの資本金階級別は簡単にはできませんが、いずれこれも計算してやりますが、業種別の交際費は、私現在持っております。これを若干申し上げまして、藤田委員に私の言っておりますことをぜひ御理解願ひたいと思ひます。

松委員との間に御論議がありまして、先ほど大蔵大臣と只宿命的な、必然的な、不可避的な支出に對してこれを損算入を否定するといふことは、どうも担税力の見地からおかしい、それから業種に属するがゆゑにやむを得ない支出になるのはおかしい、そこで、平林委員のまことに適當なる御質問がございましたのでお答え申し上げます。

たとえば業種別にしますと、私がさっき申し上げましたように、金融保険業の交際費は、売り上げ千円当たりでは最も低くて三円二十五銭でございます。ところが、サービス業は十七円二十六銭、不動産業は十三円五十九銭、その次に高いのは建設業十二円七十九銭と、三円二十五銭から十七円二十六銭までちがひがございまして、こういう状況でございます。したがって、こういう宿命的なこういう業種に属するものは出さざるを得ないという慣習、これも私はいい慣習と思ひます。それから、そういう慣習がある企業だけ

重い負担がかかるという税制は、よほど考へていかなければいけないといふふうな意味で先ほど来申し上げておるつもりでございます。そこで、過去におきましては、業種別に率をつくりましたり、そのために混乱が生じたが、複雑な制度をやっております。しかし、結局は複雑であり、恣意的であり、あるいはやはり注文をとるがための中小企業の負担が重かつたといふようなことで、現在のような簡単な制度に改めたのでございまして、資本金四百万円以下についても課税しようという考へ方が、資本金と申しますか、交際費四百万円という金額がなせいかというのが問題でございます。それから、資本金の千分の二・五は単純なる企業の規模に應ずる交際費の許容範囲を示すものとして三十六年から実施したわけでございますが、これはよほどむずかしい、利益に對して課税する法人税と違ひまして、政策的な措置にだけ、よほどの配慮を講じなければならぬ、しかし、交際費の行き過ぎにつきましては、御指摘のとおり多々あり、企業減税の行なわれるこの際でございますので、国会の空気を反映するような方向でどういふふうなシステムがいいか、来年度期限が切れる問題でございますので、税制調査会で十分御討議を願ひたい、さらにまた、資料は御要望により調整して提出したい、かように思ひます。

○平林委員 私が申し上げた前の二つの点は出してもらいたいと思ひますが、業種別の交際費をあげられまして、千円当たりの単価を述べられまして、千円当たりでは最も低くて三円二十五銭でございます。ところが、サービス業は十七円二十六銭、不動産業は十三円五十九銭、その次に高いのは建設業十二円七十九銭と、三円二十五銭から十七円二十六銭までちがひがございまして、こういう状況でございます。したがって、こういう宿命的なこういう業種に属するものは出さざるを得ないという慣習、これも私はいい慣習と思ひます。それから、そういう慣習がある企業だけ

重い負担がかかるという税制は、よほど考へていかなければいけないといふふうな意味で先ほど来申し上げておるつもりでございます。そこで、過去におきましては、業種別に率をつくりましたり、そのために混乱が生じたが、複雑な制度をやっております。しかし、結局は複雑であり、恣意的であり、あるいはやはり注文をとるがための中小企業の負担が重かつたといふようなことで、現在のような簡単な制度に改めたのでございまして、資本金四百万円以下についても課税しようという考へ方が、資本金と申しますか、交際費四百万円という金額がなせいかというのが問題でございます。それから、資本金の千分の二・五は単純なる企業の規模に應ずる交際費の許容範囲を示すものとして三十六年から実施したわけでございますが、これはよほどむずかしい、利益に對して課税する法人税と違ひまして、政策的な措置にだけ、よほどの配慮を講じなければならぬ、しかし、交際費の行き過ぎにつきましては、御指摘のとおり多々あり、企業減税の行なわれるこの際でございますので、国会の空気を反映するような方向でどういふふうなシステムがいいか、来年度期限が切れる問題でございますので、税制調査会で十分御討議を願ひたい、さらにまた、資料は御要望により調整して提出したい、かように思ひます。

○塩崎政府委員 業種別の総体の金額も私持っておりますが、資料といたしまして御提出申し上げます。平林委員の第三番目に言われました機密

費、交際費、接待費、贈答費といった項目別の交際費の分類は、これはなかなか作業がやつかいではないので、私どもも、おしやるように、どんなような交際費が善であり、どんなような交際費が悪であり、どういった面を抑制するならば適當であるかという見地から研究してみたいと思ひます。これは即座には出せませんが、サンプルでもございまして、伝票を一々読んでまいらなければできない問題でございますし、数少ない会社では標準としては適當ではございせんので、少し時間をかけまして、これは直ちに提出といふことは御勘弁願ひたい、御検討願ひたいと思ひます。

○堀委員 ちょっと一言だけ。いまの主税局長の答弁の中で、やはりちょっと考へを変えておいてもらわなければいかぬ点があるのです。それは交際費という形で支出をされたものは実は消えてしまふんですね。だから、本来なら、そういう場合には価格の競争がなければいけないんですよ。まず私のほうはこれだけ安いです。——資本主義社会というものは、よりよき物をより安くということが資本主義社会の競争の原則ですから、価格のほうを固定して、交際費のかっこうで日本的な——それは外国にもコミッションがあります。この情実因縁關係を通じて販売を拡張しようというやり方は、企業としては近代적ではない。だから、交際費を減らしたら、その分は逆に価格を安くしておるならば国民大衆にまでその影響は及ぶのです。ところがそうではなくて、交際費のようなもので横に消してしまふから、逆に言うならば、これは価格の下方硬直性の一つのささいなやつてくる。だから、制度の考へ方としては、私はこの前ここで福田さんと、どうしても企業減税をやるならば交際費をきちんとしろといふことを福田さんにお願ひをして、福田さんもそうしますといふことであつた。これは去年六月の就任時の福田さんに対する私の強い要望であつた。しかし、福田大蔵大臣は、そういう約束をされたけれども、今年度は何らその面における交際費の問題

については手を触れることなく、企業減税のほうは大幅にやっておるわけですね。大臣、これはお聞きになっておるし、あなたも覚えていらつしやると思う。私はその点でも述べたと思う。年末の予算委員会でも触れたと思うのです。だから、私も、この点はやはりゼロにしろということとは、費用の原則から見てももちろん無理でありますからそれは言いません。しかし、現在の額が過大であることは全体が認めておることなんです。だから、その点については、今後の考え方として、やはり何らかの頭打ちになる問題を考えていって、どこまでいっても百分の三十でうつつといけるというようないまの感觸はもつと何か問題の区切り方があっていいのではないかと。それと、もう一つは、やはりいまのそういう企業に從事しておる人が、言わなければ自分たちが非常に困るときはすぐ国に助けを求めておるわけですね。いや企業減税してくれ、国債発行して景気を浮揚してくれというならば、その反面、自分たちがそういう国家的利益に奉仕するのなら、法人税も払いましょうという姿勢でなければおかしいですよ。法人税で取られるぐらいならば、交際費として飲み食いしようという角度で問題が考えられておつちや困ると私は思う。だから、そういう点は、やはり企業側としても交際費を減らして、それは多少法人税になっても、法人税になつたものはやがてはまた企業にはね返ってくる、国の財政としてのメリットがあるわけだから、やはりそういう姿勢を正すという基本原則に立つた税制のあり方にしてもらわないと、いまの問題と、きのう私が議論をした資本金の内部資本の充実等の問題は逆にたつておるわけですから、この問題は明らかにさか立ちしている税制があるなんというところは、この時点で私は考えられないのですよ。この点について、大蔵大臣、いまお入りになつたところでしょうが、交際費問題をやっておるのですが、何らかの処置をしてもらわない限り、われわれとしては来年度企業減税なんということをしてもらつちや困ると思う。こういう問題は国民の世論でもあり

ますので、交際費問題についてはいまだいふ議論がされてきたのですが、まず政府として、来年度においては交際費についての処置は何らかとるという前提なくしては、もう来年度は法人税その他の企業減税に触れないという程度の強い態度でこの問題に臨んでいただきたいと思うのですが、大蔵大臣いかがですか。

○福田(起)国務大臣 先般もお話を承つたわけでございます。私はそれに対して、四十年に交際費課税は強化した、そういう今日でございまして、これを実施して、その経過を見た上で善処いたします。こういうふうな申し上げておるわけなんです。私の考えは今日もまだ変わっておりません。お話の趣旨は私もよく理解できるわけですから、今後真剣にこの問題には取り組んでいく、かようにお答え申し上げます。

○藤田(高)委員 大臣がお入りになりましたので、私も、実は堀議員のほうから質問をされたことに類似したことをこの交際費の問題については最終的にお尋ねをしよう、こういうふうな考えでおつたところでありまして、いま大臣のほうから、慎重にこの問題については取り組んでいきたいという、少なくともこの雰囲気に関する限りは熱意のある答弁がありましたので、私も大抵了承するところでありまして、せっかくこの問題についてきょう私もいままで約十分時間をかけて質問をしてきましたので、大臣に重ねて念を押しておきたいと思うので、大臣に重ねて念を押して御答弁では、四十年にこの改正がなされた、その経過を見た上で善処をしたい、こういうこととてきておるわけですが、実質的には、これはこれで行くということになれば、二カ年間の四十年の改正のペースでいくわけですね。先ほども触れたわけですが、法人税が約九千億円で、見ますと、それに対して五千六百億程度のもの、大体五割五分に四敵するものがこの交際費で出ておるといふことは、これはやはり一般国民の世論としても、またわれわれの常識から言っても了解できませんし、先ほど堀議員のほうから締めくく

りとしての見解が出ましたが、やはり公債を発行しなければならぬほど国の財政が行き詰まってきたおる、また、自然増収それ自体が昨年に比べて、あるいは一昨年に比べ大幅に減少してきておる、こういう国家財政の見地から考えるならば、私は全部が全部と言いませんけれども、そのうちのかなり大きなファクターを占めておるであろうと思われる交際費の中には、俗に言つて飲み食いの費用が大宗をなしておる。あるいは、非常に失礼というが、率直な意見でありますけれども、この中には非常に不潔な資金のワケも入つておるだらう、もつと端的に言えば、この中には機密費という形で出ておるのかどうかは知りませんが、俗に言われておる政治献金の要素も入つておる。私はついこの間の予算委員会の議事録を読んだわけですが、八幡製鉄の藤井副社長ですが、あの方には、交際費の問題に触れて、この中には政治献金の要素も入つておる、それをあまり追及せぬほうがいいぞというふうな意味のことを繰り返しておつたと思ふのです。そういうものは交際費のワケの中から排除していく、少なくとも課税対象にはしていくということでないか、税制本来の筋が立たぬのじゃないか。したがって、社会党の一つの考え方として、一定の限度額をこえたら、損金の不算入の割合は現行五〇％ですけれども、これは三十九年度ペースでいきますと約一千八百億円程度に匹敵するということでありまして、過去の、もちろん税制の改正もありましたけれども、三十六年度程度、いわゆる今日の五五％程度の比率を三〇％程度に圧縮をしていく、そういうものを目標として税制調査会にはかるなり、あるいは税制小委員会でお互いが検討を続けるなり、やはり具体的な目標を設定して、来年度の期限立法的な条件のありますこの交際費については、私どもの立場から言えば大幅に圧縮をしていくべきであらう。少なくとも合理的、客観的にこの程度のものであれば今日の資本主義経済の中で経費として認めざるを得ないだらうということまで一つの目標を設定するくらいな熱意を持つて検討さ

れる御意思があるかどうか、その点について、重ねて大臣の見解なり決意のほどをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○福田(起)国務大臣 決意の表明を税制調査会の答申に表現せよ、こういうことですが、政府としては税制調査会をリードするわけにはいかないのです。であります。税制調査会に臨む態度といひましては、先ほど堀さんにお答えいたしましたような態度で臨む、これだけははつきり申し上げておきます。

○藤田(高)委員 これもこの間の横山議員のなにかないですけれども、議事録の上だけで見ますと、いまの御答弁では必ずしも熱意があるといふふうな判断でございことになるかも知れませんが、先ほども、少なくとも、先ほどの堀議員あるいは私の重ねての決意要請に対する大臣のお答えとしては、交際費そのものについては合理的な条件になるような改正をやろう、こういう方向で税制に對しても、見解といひますか、考え方をいひていく、こういうふうな理解してよろしいですね。

○藤田(高)委員 交際費の問題については、そういう前進的な条件が大臣の答弁として確認をされましたので、私としては、やはり租税特別措置の関係の中で、利子所得の分離課税及び配当所得の源泉徴収及び確定申告不要による軽減、いわゆる実質的な分離課税の問題についてお尋ねをしたいと思ふわけですが、この問題も本委員会において、あるいは昨年のこの委員会、本会議を通じていろいろ議論もされてきたところでありまして、私は、この問題をあえて、すでに先輩同僚議員が触れておるにもかかわらず重ねて質問をしたいと思ひます。これは、この利子所得の分離課税及び配当所得の実質的な分離課税については、税制調査会も、あるいは、かつての主税局長であった泉さんはきょうお見えになつておられますが、泉さんもこれは一昨年の十一月三日の「エコノミスト」に對談形式の中で、この種の分離課税というものはそもそも税制としてはおかしいんだということ、こ

の分離課税の方向というものについては否定をされておたわけです。ところが、結果として生まれてきたものは、田中前大蔵大臣の手によってこの分離課税というものはいわば強引な形でできたといはれておるわけであります。

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理着席〕

これは決しておせじやひやかして言うわけではないですけれども、総合的な政治力とか、あるいは政治家としての能力ということについてはわれわれの触れることでもないであらうし、そういう個人的な中傷にわたるような失礼なことは決して言おうと思っておらないわけでありますが、私どものしろうと判断としては、田中前大蔵大臣は、必ずしも大蔵省出身の福田さんのように、税制とか財政とかというものの一つ一つの専門家といえますか、そういう立場の方ではない。そういう比較からいいますと、福田さんは何といつても大蔵省御出身の大蔵大臣でありまして、いわばこの種の道にかけてはベテランだ、こういうふうに一般的なものさしを当てることはできると思ふのです。そういう点からいけば、私は、少なくとも大蔵省御出身の大蔵大臣としては、この種の分離課税については、これは今日の総合累進課税をいわずに日本税制の骨幹にしておるという今日の日本の税制の中で、こういうこぶをつけるような、いわゆる総合累進体系を乱すような税制については、私のしろうと判断として、よもや賛成をなさるまい、こう思ふのです。そこで、大臣がかわられてこの問題をお尋ねするのは、私としては初めてなんです。実は、昨年の大蔵委員会では、この問題で田中前大蔵大臣にかなりしつこく質問をした。そうしますと、こんなことを言つて恐縮でありますけれども、半ば田中さんとも興奮ぎみで答弁をされたことをいま思い出さなければなりません。私は、やはりこの種の問題は感情的な興奮状態の中で議論をするのではなくて、税制という筋の問題として、やはり折り目をつけていく、そういう折り目の上にこの税制の改正をやっていくべきではないか、こういう観点から、福田大蔵大臣

のこの分離課税に対する見解というものをあえて私はお尋ねをしたいのです。

○福田(越)国務大臣 利子所得、配当所得に対する特例措置は、これはお話のように、所得税体系においてほんとうに特例である、こういう性格だと思ひます。ただ、利子所得は金融機関に対する預金の増強上、これは非常に大きな働きをしておると思ひます。また、配当所得は株式の大衆化という点にまた相当の貢献をしておる、こういうふうな考慮のわけでありまして、今日、貯蓄また配当を含めての蓄積、これは非常に大きな日本経済の課題になっておるわけでありまして、そういう際、これを刺激し、奨励する税法上の仕組みがある、一つの特例ではありますけれども、一つの秩序というふうになつておる。これを変革することが蓄積政策にどういう影響をもたすかという問題は、これは非常に慎重に考えなければならぬ問題である、そういうふうな考慮しておるわけでありまして、お話のように、特例措置であり、所得税体系を整備する上におきましては、この特例措置を排除していくという考え方は、一方においてまた大切な問題であります、金融、経済政策を進める上におきまして、その排除、撤廃がどういふ影響を及ぼすかというのを慎重に見きわめないこと、これははからざる影響を生ずるというふうなこともなかりかねない、かように考えますので、税制体系の合理化、近代化、そういうことにつきましては、これは今後とも努力をいたしますが、その一つの問題点としてこれを慎重に考えていきたい、ただいまはそういうふうにお答えするよりはかたはらないのであります。

○藤田(高)委員 私は、政治的な答弁としては大蔵大臣のいまの答弁はわからないことではないわけですが、しかし、先ほど言つたように、一応今日、自他ともに財政的なしは税制の問題については、大蔵省御出身の専門家としてベテランとして認めておる福田大蔵大臣からただいまのような答弁を聞こうとは私は思ひなかつた。たいへんこれは歓迎に説法的な私の意見でありますし、また、こう

いう議事録を読み上げること自身失礼かと思ひますけれども、いまの大臣の御答弁では、従来も言ひ古されてきたことですが、いわゆる利子の分離課税については、これは貯蓄を奨励する、このことがその政策目的としてあるのだ、こういうお話をすけれども、これは今日あなたの有力なブレーンとして国税庁長官をやられておる泉さんがどう言つておるかという、去年の三月二十四日の私との質疑応答の中で、先ほど言ひました十一月三日の「エコノミスト」の対談ではこう言つておる。「貯蓄というのは、経済学で認められておる通り、可処分所得がふえることによってできるの、税制が分離課税になつておるから、蓄積がふえるというもののじゃない。だれも、分離課税になつておるから余計しようなんていう気を起すよりも、やはり「云々」といふふうな、いわゆる貯蓄といふものと分離課税の問題は関係がないといふことを「エコノミスト」でも言つて、これを私が紹介をして、あなたの見解はどうだ、こう言つて尋ねると、そのことをさらに確認をした答弁がなされておる。「貯蓄といふものは国民の可処分所得がふえるのに相関してふえていくものでありまして、税制上分離課税にしたから、選択課税にしたからといふことでふえていくものではないと私は信じております。」こう言つて、はつきり当時の主税局長も言われておる。しかも、今日国税庁長官として、あなたの有力な行政上のブレーンとしての立場にある人がこういう見解を述べておるわけですから、ところが、大臣が全くしろうとをだますような、いわば、なるほど精神的な意味においては、あるいは私はそれは若干の効果がないとは言ひませんけれども、(毛利委員「大いに効果があつる」と呼ぶ)本質的な問題として、泉さんが言つておることは、これは大臣もお認めになられるのじゃないかと思ふのですが、その点についての見解はどうでしょうか。

それと、私の郷土の先輩ですけれども、毛利議員がうしろから大いに効果があるとおっしゃるのですけれども、私も、先輩議員の意見を実証づけ

る意味において、ひとつ事務当局にお尋ねしたいのだが、この分離課税が貯蓄の上に——具体的に実証できるだけの貯蓄が、こういうふうに分離課税にしたからどういふふうになつたかという、その実績をひとつ数字をもつてお示し願ひたい。そういう実績がなければ、貯蓄はこれによつてふえるのだといつたって、これは抽象的な議論のやりとりになるだけであつて、私は、その点については、少なくとも質問をする前にあれこれ調べてもきましたけれども、毛利議員のせつかつくのやじですけれども、どうも過去の税制調査会がこの種のデータから、そういう具体的な事実として貯蓄がふえたといふことは、遺憾ながら私は知らないのです。そういう点で、ひとつ事務当局のその種の条件を承りたいと思ひます。

○塩崎政府委員 その関係につきましては、税制調査会の答申に数字的にも示されておると思ひます。泉長官もおそらくそれを引用されたのだらうと思ひますが、私の記憶では、私もこのような問題は、常に国会で御議論がありましたので、検討させられたのでございまして、確かに、大きな意味においては貯蓄は可処分所得の増加によつて増減することは当然でございまして、それによるところの貯蓄の増加の大きいことは、三十九年の答申のとおりでございまして、しかし、特別措置が全くこれに関係がないかという、それはそうでもない。数字的に見まして、それによつて貯蓄があつた部分も私には言へませんし、貯蓄者の心理といふのはなかなかデリケートな面もございまして、そのあたりが特別措置にも反映している面もないでもない、このあたり、何と申しましても数字的には特別措置の効果を特別に取り出して、抜き出して評価することがむずかしいので、これだけによつてどれだけの効果があつたかといふことは、数字的に立証できない、これは税制調査会も指摘していただと思ふのでございまして。

○藤田(高)委員 大臣どうですか。
○福田(越)国務大臣 いま主税局長からお答え申

し上げたような状況かと思ひます。こういうものは数字で立証しようとしたって、立証せいというのがちょっと無理なんじゃないかと思ひます。これは傾向で判断するほかはない。(やめてみて、どれだけ減るかをみればいい、あまり減ったらまたやればいい)と呼ぶ者あり)そこで、いま私語がありますが、やめてみた場合に一体どうなるか、こういうことを非常に私は心配しているのです。非常に重大な経済状況のもとにおきまして、どうなるか非常に心配だというような措置をとること、これは問題じゃないか。私は、もともと白紙からスタートする議論とすれば、これは特例措置などというのをそう軽々にやるべきものじゃないと思う。しかし、一つ一つの秩序ができておるのです。その秩序の上に立っているいまの貯蓄という数字が出てき、しかもこれが銀行貯蓄についていえば、今年度のごときは昨年に比べて五〇%もふえよう、こういうような状態であります。そういう際に、どういう影響を及ぼすかというような措置、これはここで勇みたてられたからといって、簡単にお答えするというわけにはなかないかぬ。もう少し経済全体の動きを見た上で判断してまいりたい、かように考える次第であります。

○藤田(高)委員 私は全くしろうとですけれども、「昭和四十年年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」という去年出された税制調査会の答申を見ますと、いわゆる「利子所得課税の特例」というところに「資産所得に対する優遇措置についての長期答申の考え方」で具体的に述べていますね。昭和二十四年から昭和三十八年までの個人の可処分所得がどのように推移をしたか、そういう所得の増大と関連して、個人所得における個人の貯蓄がどういふふうに変動をしてきたか、こういういわば可処分所得と預金の増大の関係、それとあわせて、ここでも問題になつておる利子の分離課税あるいは源泉徴収あるいは非課税という税制がどういふふうに変つてきたかというデータを、十何年来のものを出して

おるわけですが、これによると、時間の関係で集約して申し上げますが、たとえば、昭和三十四年度は特例によつて、いわば課税の面では圧縮をしておるわけですが、預金者としては条件が悪くなつておる。それでも預金は伸びておるわけですが、そして昭和三十八年——若干古くなりますけれども、昭和三十八年の例をとりますと、ここでも特例というものは拡充されて、いわゆる分離課税の条件がよくなつておる。しかしそのときは預金はうんと落ちておる。こういう十何年来のデータから、しかも相当なスペースをさいて税調がまとめて出しておるものが、いわゆる可処分所得に預金というものは比例しても、分離課税によつてそういうふうに変動を来たすものでないかということ、税制調査会自体もこういうふうな権威あるものとして政府に答申をしてきています。私は去年も言ったのですけれども、税制調査会というものは、個々の面で私がメンバーを見たとき、こういう人はあまり好ましくないという人がおるかも知れませんが、全体的には、学者やいろいろなパラエティに富んだ専門家が一応税制調査会としてはメンバーに入つておると思うのです。そういうところが出てきておる答申を何か否定するような御答弁をなさることは、やはり客観的事実に反するのではないか、また、理論的にもこれは筋違いではないか。それで私は、今国会でも何回か大臣に対して質問をした中で、税調に関連することを大臣に質問をしますと、やはり税調の結論が出ぬ先にと、こうおっしゃる。それは順序としてはそうでしょう。しかしながら、そういう大臣のお考えを生かすとして、やはり税調の意見というものはこれは尊重をしていく、全面的に認めるということとは、尊重するということは違ふ面がありましようけれども、少なくとも、原則的には私は尊重をしていくという方向は政府としてはおとりになるべきだろう。私は、私の手元にある範囲の資料で見た場合に、いま大臣が答弁になられたように、分離課税をやつておるから預金が増えるのだというふうなことは、税調の結論として

ても言われてないのですが、これに対する見解はどうでしょう。私は、そういう数字が事務当局としても出せないということ自体が、これは客観的に、分離課税を認めることによつて預金が増えるのだ、こういう政策目的を達成したということ、これは立証できないと思うのです。やはりそれは数字的に立証できるものを出してもらわなければ、税調の結論として言つておられますように、先ほどの堀議員の意見ではありませうけれども、私は一ぺんこれをやめてみてほしいと思つたのです。やめてみて、ほんとうに減るということであれば、これは大臣なんかがおっしゃる通りに、この面の政策的効果はあつた、こうなると思つたのです。ですから、いままでの過去の実績の中からはそういうことを裏づけすることはできないと思つたわけですが、その点はどうでしょう。

○福田(勉)国務大臣 私はただいま税調のいろいろな御意見を拝聴したのですが、この特別措置が数字的にどういふふうにあつておるかと、このことを判定することは非常に困難だ、こういうふうに思ひます。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

これを、効果があつたということを立て証し、これは不可能事を求めるようなものであると思ひます。しかし、私もまだ感じるところを申し上げます。まず、貯蓄の増強に相当効果がある、こういうふうには私自身は判断をいたしておるわけでありまう。また、配当の問題も同様と考えております。ですから、税の理論からいいますと、これは確かに特例ではありますけれども、非常に重要な経済の今日の段階におきまして、あえてこれが撤廃ということに踏み切る、その効果が一体どうなるかということをはっきりした見通しがないままにやるということとは、非常に危険じゃないか、私はそういうふうな考えをもちます。ですから、経済界の推移等を十分見定めた上、この問題に手をつける、こういうことかと存じます。

○藤田(高)委員 ただいまの答弁では、政策手段として租税特別措置を行つた、利子あるいは配当の実質的分離課税というものについてその有効な判定をすることはむずかしい、こういうことをおっしゃられたと思うのですが、私は、そういう判定をするのはむずかしいということになれば、これは租税特別措置を行なうこと自身の基本原則に反するやうな気がするわけですが、あらためて初步的なことを聞くようでありませうけれども、租税特別措置によつていわゆる特別の措置をやることの理由はどういふものなんでしょうか。

○福田(勉)国務大臣 これは徴税の手続を簡素化し、国民に貯蓄意欲を促進させる、こういう意図に基づくものです。

それで、私は効果が測定できないと言つて困るのじゃない。効果を数字的に示すことは困難だ、不可能である、こういうふうな申し上げておるのではありません。効果は確かにある。私ははだに感じておる、こういうことを申し上げておるわけでありまう。

○藤田(高)委員 私はもう一度最初に返つてお尋ねしますけれども、この利子及び配当の分離課税だけでなく、租税特別措置を行なう場合の条件あるいは目的というものは、どういふものなんでしょうか。いまの御答弁を聞いてみると、非常に事務的な、徴税手続がどうだこうだというふうなことですけれども、租税特別措置を行なう以上は、こういう目的をもつてこういう効果がある、少なくとも、マイナスの面があつてもプラスになる、相殺関係からいってこうだというふうな基本原則的なものはあるのじゃないですか。それについて聞かしてください。

○福田(勉)国務大臣 これは租税の一般原則に対する例外でありますから、そういう面のデメリットはあるわけでありまう。しかし、国として非常に重大な貯蓄政策の面において有効に働く、この貯蓄政策はきつめて重大な政策でありますので、多少のデメリットがあつてもこの特例措置をやらなければならぬ、こういう見解に基づくものであります。

○藤田(高)委員 分離課税に焦点をしばつた答弁

ですけれども、私が理解をしておる租税特別措置を行なう場合の目的というか、条件は、一つには、政策目的自体に合理性があるかどうかという点であります。これは特に議員から質問もありません。今日日本の税制のバックボーンともいえる総合課税の体系に照らして考えた場合には、私はこの分離課税というものは基本的なたてまえに反すると思う。そういう点からいけば、これは政策目的の合理性には反する。ところが、大臣が強調されておりますように政策手段としての有効性の判定がある場合には、これは若干のデメリットがあってもやるのだ、こうおっしゃられるのですが、そうしますと、この分離課税の場合には、主として政策手段としての有効性の判定というものが有力な条件になっておる、私はこういうふうな大臣の答弁から伺うわけです。そうしますと、有効性の判定とは何によってこれを裏づけるのか。客観的にわれわれ自身が納得する条件が出されないことには、有効性の判定を測定するものさしというものはないのじゃないですか。効果があつたとかなかったとかを判定するには、分離課税にする前よりも、分離課税にしたために預金がこういうふうになつた、そういう数字が立証されないことには、有効性の判定はできないのではないかと、私はこういうふうに思うのですが、その点、どうでしょうか。

○福田(赴)国務大臣 貯蓄が伸びる要因というのが、税の問題だけではありません。税の要因だけで伸び縮みするものではありません。これは数字的にはつきり出てきます。しかし、貯蓄というものはそうじゃない。先ほどから話が出ておりますように、まず一番響くものは可処分所得が一体どういうふうになるか、こういう問題です。またそのときの社会の雰囲気、レジャーだ、バカンスだというふうな雰囲気であれば、貯蓄の傾向は非常に阻害される、こういうこともあると思うのです。さらに、通貨価値の安定の度合い、そういうことも考えなければならぬ。それが国民にどういふ心理的影響を及ぼしているか、これも重大な問題だと

思います。いろいろな要素が結集されて貯蓄趨勢という数字になって出てきておりますので、さあ、分離課税がその中で何の影響を及ぼすというふうなことは、これはちょっと申し上げることはできない。こういうことは私は御理解いただけるのじゃないかと思うのです。ただ、私が申し上げておることは、私どもが金融行政にタッチしておるといふ面からいって、この分離課税というものは貯蓄の増強に強く働いておる、こういうふうには判断する、こういうことでございます。

○藤田(高)委員 これは主観的な、いわゆる心理的な感覚だけでこの種の問題を結論づけることは、政策課題を論議する、審議する態度としては、率直に言って、はなはだもって不識だと思ふのです。私も言っておるように、これは全然心理的に効果がなく、そういうことまではあえて極論をしないので、いわゆる政策目的を達成する条件として、こういう分離課税という税の基本原則に反するようなことをやってみて、こういうものをやってもその効果というものは薄いんじゃないか。しかも、具体的に、これはこういうふうな効果が出てきておるやうなことで、立証するやうな条件が得られないものであれば、出すことができない程度のものであれば、税の基本体系に反するやうなものはやめたいのじゃないか、こういうことを言っておるわけです。まあ、大臣はあれやこれやと言うのですが、重ねてお尋ねしたいと思うのですが、それでは、預貯金の増減に影響する要素は、あえて順序をつければ、可処分所得、それから社会的条件、たとえば社会保障が十分でないから、個人の蓄積というやう、こういう社会保障が十分でないというやうな社会的条件、あるいはいま言ったやうなバカンスプームの時代とそうでないときの条件、こういうやうな社会的条件、あるいはいま問題になっておる税による効果、こういうふうな三つくらいに分けますと、その中で何が一番大きなファクターになり、順序からいってどういう順序になるで

しょうか。

○福田(赴)国務大臣 やはり私は可処分所得が基軸だと思います。蓄積し得る所得がないというところに貯蓄が生まれるはずはない。あとの二つの問題、これはその程度によると思います。社会保障の条件が整わぬからと言われますが、その整わない度合いがどうであるか、あるいはレジャー、バカンスというやうな話ですが、その度合いがどうであるか。それらが税制の特別措置に比べてどういうウエイトになるか、そういうことかと思ひますが、一番基軸はやはり可処分所得の問題だと思います。

○藤田(高)委員 本会議のベルも鳴ったやうでありますので、私はこのあたりで一時質問を留保します。

ただ、一つの区切りとして申し上げておきたいと思うのですが、いままでの質問のやりとりでは、可処分所得というものの比重大きことが必ずしもあるやうな御答弁ではなくて、政治的な御答弁に近いものが比重を占めておつたやうに思ふわけですが、さすがに福田さんだけあって、順序からいえば可処分所得、そして、表現の字句にとらわれるわけではないのですけれども、基軸ということをやられたですね。これはやはり理屈からいって、かなり福田さんらしいベースに返ってきたと私は思ふので、これから今後の質問を始めたいということ、留保したいと思ひます。

○三池委員長 午後四時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後四時十九分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 午前中の質問に続きまして、例の可処分所得の分離課税及び配当所得の実質的な分離課税の問題につきましてはいろいろ議論をいた

しましたが、落ちつくところ、大臣の御見解としても、貯蓄そのものの奨励と申しますか、貯蓄が何によって一番大きく作用されるかという点については、可処分所得の増大することが、一番その影響力が大きいであらう、そうして、社会的条件なりあるいはこの税による影響ということも一つの要素として考えざるを得ないであらう、こういうことで、基本的なものの考え方というものであります。大方の意見が一致したと思うのであります。そういう点でお互い石で手を詰めたやうなところまで問題を煮詰めるというところは、それぞれの立場なりあるいは今日置かれておる諸条件を勘案して、なかなかむずかしい点もあらうかと思ひますので、私は、この問題については、ここで最終的な意見集約を行ないまして、大臣の見解をただしておきたいと思ふわけであります。

いわゆる可処分所得が増大することが貯蓄をふやしていく一番大きな要素になるであらう、こういう御認識について見解があらうか一致したわけですから、その方向に沿って、その認識の上に立つて、午前中の大臣の御答弁をいえば、それを基軸として、今後この分離課税の問題については税調の答申案も十分尊重して検討をする、こういうふうな私としては理解をしたいんですが、そういう解釈で今後のこの問題に対するわれわれの意見を入れた善処を約されるかどうか、その点についての見解を承りたい。

○福田(赴)国務大臣 けっこうでございます。

○藤田(高)委員 それでは、以上の点につきましてはこれで終りまして、あと参議院との何か関係も関係の問題であるやに承っておりますから、自余の問題につきましては、できるだけ簡単に集約して質問をしたいと思ひます。

大きく分けて、第三の質問点は、昨日、山田議員のほうから詳しく質問があつた例の今回の改正にかかると企業体質改善を促進する条件として、資本金一億円以上の法人に対してこの特別措置を講じていくという問題であります。これについては、私はきのうの質問を聞きながらどうして

これまで理解に苦しむわけでありました。と申しますのは、政府は、今日の不況の性格については、いろいろな見方がありましようけれども、俗にいわれておるひずみ是正、格差の是正、こういうものについては、その一つとして大企業と中小企業の格差というものは、やはり解消していかなければいかぬと思うのです。そういう点からいいますと、いわゆる設備の過当競争によってあふりを食って、そのあふりを食ったものは大企業以上に中小企業のほうが、見方によれば、非常に大きいんでなかろうか、というのは、大企業が設備を更新すれば、その下請け系列の中小企業もそれに見合った設備改善というものを行なわなければ、製品の面においても、系列下請け会社としての使命を果たすことができない、こういうことで、その基本は、程度の違いはありましようけれども、やはり設備投資のあふりというものは中小企業も相似形の形で私は受けておると思う。そういう点からいけば、この種の第一の企業体質の改善の促進に大企業に対してこういう企業減税をやることは、たして正攻法としての自己資本の向上策になるかどうかという点については、この間の私の質問の中でも触れましたように、これは非常に大ざっぱな把握のしかたであります。全法人の総資本が四十六兆円といしますと、昭和二十八年から昭和三十一年までの約十年間に支払った法人税の額全部四兆円ほどおち込んで、その自己資本の比率というものは一〇〇程度しか上がらない。したがって、今回改正をしておる程度のいわゆる企業体質の改善を税の面を通じて行なっても、結果として、その効果というものは非常に小さいのではないかと、したがって、本来的な自己資本比率の向上というものは、もっとオーソドックスな企業経営なり経済政策を通じて行なうべきだ、私はそういう観点に立つわけですね。そういう点からいけば、今回新たに追加しようとしている企業の体質改善の促進という名のものと、この借り入れ金あるいは買掛金があるいは買掛金というものが借り入れ金を返済しあるいは買掛金を

を支払うところの実績が上れば、それに対して一定の減税をやるのだという点については、私はそういう積極的な意味がないように思ふわけですね。そういうことをやるよりも、むしろいま言ったように、オーソドックスな形でこの企業の自己資本比率というものを高めていくべきであらう。しかし、これは一つの仮定でありまして、大法人に対してこの条件を適用するのであれば、やはり同じ法人組織である中小企業、同じ企業体であり、規模が違っただけでありますから、その共通条件としての減税は、大企業よりも、むしろ中小企業にこの第一項を適用すべきではないか。そうして、中小企業は、いわゆる二、三年の倒産件数を見ましても非常に深刻な状態が続いておるわけですから、むしろ今回の税制改正に見られておりますように、いわゆる中小企業の体質強化として貸し倒れ引き当て金を大企業よりも二割ふやすとか、あるいは構造改善の施策としてプラスアルファの条件を大企業よりも多く見ていくとか、こういうことを当然なざるべきであつて、その土台になるべきものは中小企業から全部剝奪してしまつて、中小企業には今回の税制改正でいうところの貸し倒れ引き当て金を一般よりも二割程度上げてやる、構造改善の面について若干のプラスアルファを見てもよろう、こちらで見てもおのづから土台になるべき共通条件については、これは大企業だけだ、これは私は非常に見せかけの税制改正だと思ふのです。これは昨日もいろいろ質問がありました。この税制改正をして、大企業に第一項の条件を適用するのであれば、当然私は中小企業にも適用すべきであると思ふわけですが、この点は、昨日に引き続いてどういふようでありませうけれども、その結果をもう一度聞かしていただいて、こゝでいま審議しておるこの法案がきよう成立するのにか、委員会において可決されるのか、あつたのかどうか知りませうけれども、私はやはりこういう委員会審議を通して、野党のまあまあもつともだ、これはかなり野党の意見といえども考えなければいくまいというものは、時間的に間に合ふも

のはそこへやはり野党の意見を入れていく、こういう審議の経過というものが結果の中に生かされていく、こういうものでなければいかぬと思ふのですが、その点に対して中小企業にこの条件を適用するお考えがあるかどうか、昨日までなかったとしても、きょうの時点でそういう方向に前進される御意向があるかどうか。(笑)これは笑いましたけれども、実は内容としては非常に真剣そのもので質問をしておるということを申し上げて、御見解を承りたいと思ひます。

○福田(起) 国務大臣 御質問は二点あると思ふのです。

一つは、今回の一億円以上の大企業に対する特例措置が意味がないのじゃないか、こういうようなお話ですが、私は自己資本の充実、会社経理の改善、こういう見地からいいますと、税だけが万能薬じゃない、これはそう思つてゐるのです。大事なこととは、企業家がそういう気がまえになることである。それから、さらに、資本市場なんかを整備されて、自己資本調達の場合がなめらかになる、こういうこと、とにかく、税以外の面においてなすべきことが多く、またそれが主軸をなす、こういうふうな考え方をしております。いま会社の資本構成の改善という問題は非常に重大な問題であります。ですから、税の面においてもこれを刺激し、助成しよう、こういう考え方に基づくものでありまして、そういう考え方といつたしましては効果を發揮するものであらうということを確信しております。

それから第二の中小企業との関係の問題でございますが、私は藤田さんのおっしゃられること、一つの理屈ではあると思ひます。思ひますが、これは理屈倒れになる理屈である、そういうことには思ひます。あなたもさしつかへ言われております。やうに、特例措置というものは、中小法人にはなかなか適用しにくい、これは大企業だけが均てんす、そういう傾向も現に、お話のようにあるわけなんです。ですから、ただいま御提案、御審議を願つておるやうな特例措置を小さい五十万もある

法人全部に適用するということになると、やはり過去のような傾向を再び現出することになりはしないか、そういうふうな考慮をされております。むしろ、中小法人に對しましては、もっと手厚い、しかももっとわかりやすい方法はどうか、こういうことを考えるべきである、こういう考えになるわけでありまして。さういふ考え方から、最も中小企業にわかりやすい法人税率を、大企業に比べて特別に引き下げを行ないますとか、その他、貸し倒れ準備金なんかにつきましても特例を設けるとか、そういういろいろな配慮をすること、にいたしたわけでありまして。そのほうがむしろ實際的である、さういふ考え次第です。

○藤田(高) 委員 私は時間の関係でこれ以上深く論議しようとは思ひませんが、この租税特別措置及び減収額の試算一覧表によりますと、今回の税制改正による一項目である資本構成の是正は約九十六億円になつております。そして、中小企業貸し倒れ引き当て金の分は九十四億円、中小企業構造改善の準備金が一億円、この中小企業構造改善の準備金というのは、これは全体的にはさして大きな額ではないと思ふのです。大臣がいま御答弁になつておられたように、實際の技術的な運営の面でむづかしい、むづかしいかむづかしいかという論議は、きよう留保します。留保しますが、一応大臣の答弁を前提にして考えた場合に、それがむづかしいといふのであれば、この一億円以上の法人に対して九十六億円の減税を見込んでおるわけなんです。それでは私は、これに匹敵するものを何らかの形で一億円未満の中小法人に適合できる条件というものを考えるべきではないか。さうしないと、共通の土台になるべきものを中小企業だけはずして置いて、そうして部分的なものだけをやるのだといふのは、私は決してこれは理屈をこねようとは思ひませんけれども、筋が通らないと思ふのです。やはり共通の土台というものは、中小法人であらうと大法人であらうと、同じ基盤の上で考える。そうして中小のような弱小資本に対しては、なおかつ手

厚いといいますが、プラスアルファの条件を考慮してやるのであれば、これは政府自民党の立場からいえば、それはそれなりに筋は立つけれども、この土台をはずしておいて、部分的な面だけで中小企業を見るんだというのでは、これは理屈に合わない。したがって、この資本構成の是正に見合う九十六億程度のものは、別途中小企業関係に対して税の面で善処される御用意があるかどうか、その点についてお尋ねをいたしたい。

○藤田(赴) 国務大臣 内部資本充実のことだけに着目されておるようですが、私どもは中小企業と大企業との関係は、これは総合的に見なければならぬ、そういうふうな考へておるわけでありませう。総合的にごらん願えば、いかに中小企業に特別の配慮をしたかということがはつきりと御認識できると思うのです。そのやり方も、また理屈だけの上で立つたことではなくて、実際の中小企業のものに便益になるようにという配慮もいたしておるわけでありまして、いかにそのバランスが中小企業に有利になっておるかというところは、ただいま数字をもって主税局長から申し上げます。

○塩崎政府委員 大筋は大臣のおっしゃる通りでございますが、計数に当たって藤田委員に若干御説明を追加させていただきます。

大臣のおっしゃったように、私どもは、中小法人に対する今回の減税の重点を貸し倒れ引き当て金とか、あるいは同族会社の留保所得の引き下げ、あるいは構造改善準備金、これだけではなくて、税率にあることは大臣が申されましたが、その税率を大法人に及ぼす減税の効果と中小法人に及ぼす減税の効果を分けてみまして、この資料には出ておりませんが、分けてみますと、資本金一億円以下の法人につきましては、法人税の減収九百八十七億円のうち五百三十八億円となっております。そうしてまた一方、資本金一億円超の法人は四百四十九億円となっております。九百八十七億円の減税総額を一〇〇といたしますと、資本金一億円以下の法人の減税シェアが五四・五％でございます。一億円超の法人の減税シェアは四五・

五％になっておる。ところで、これも昨日御説明いたしましたように、法人税の減収のうち、資本金一億円以下の法人が納めておるシェアは四〇％と考へていただければいい、一億円超の法人が納めていたでいておるシェアは六〇％、したがって、減税にこのシェアから見ていただきますと、減税におけるシェアは中小法人のほうがふえたというところで今回の中小法人に対する減税の利益を評価できるのではないかと、かように考へております。

○藤田(高) 委員 私はこの全体的な数字については若干の資料も用意いたしておりますが、時間の関係もありまして、これはきょうは留保いたしました。ただ、私の考え方としては、なるほど、資本構成の比率は正の面だけでどう論じようとは私は思いません。あるいは法人税なり、その他全体的な租税特別措置の中に盛り込まれておる全体的な条件の中でどうかという立場に立っておるわけですけれども、私は、この点は、きょうの段階では納得がいかないう立場だけを留保して、あす以降、この種の問題についてはそういう立場で納得のいくまで質疑を続行する——この法律案そのものというよりも、これに関連するようなことについては、今後時間をかけて私は納得するまで質疑をする、こういうことにして、次に進みます。

最後に、これまた同僚議員がけさ方も触れたところでございますが、物品税の問題であります。これは、私昨年本会議で実は反対討論に立った関係で、昨年以來特に私は、この物品税を改正することに関連をして、物品税をこういう形に改正するのであれば、その前に、間接税全体の問題として、よく大臣が言われるように、全体の問題として考へていく必要があるのではないかと考へておる。そうしますと、これまで釈迦に説法でありましたが、砂糖、酒、物品税、たばこ消費税——たばこ消費税の場合はちょっと性格が違いますが、これも、一応こういう間接税というワケへ入れて、税の所得階層別のいわゆる間接税の負担割合というものをとらえてみると、逆進性の一番強いのが、御承知のとおりたばこであります。これは課税最低限

標準家族六十三万円で、月四万円というところを一〇〇にしてやってみますと、たばこ消費税のところは、所得一百万のところまで三八七・三・八倍になっておる。その次が砂糖で、砂糖が二五二・二・五倍になっておる。酒は二三〇・二・三倍になっておる。物品税が一四四・四・四倍、いわば一・一四倍になっておる。税の逆進性からいいますと、たばこ消費税を除くと砂糖が一番高いわけなんです。そして逆に、今度所得の多いほうを見てまいりますと、物品税というのは、大体五万円、六万円、七万円、八万円、九万円、十万円というところを見ますと、一〇四・一〇九、一〇九、一〇九、一〇四というところで、大体カーブが寝ておるわけですね。ところが、砂糖の例一つとりますと、十万円のところから六五になるわけですから、平均の一〇〇からはずっと下になっておるということ、カーブがこういうふうになるわけなんです。

これはすでに統計数字にもあらわれてきておるところであります。私は、やはり今回物品税の改正を去年に引き続いてこういう形でやるのであれば、なぜかという逆進性の強い砂糖なり、酒なり、そういうものについての検討というものがなされなかつたか、そして、結果としてそういうものが物品税よりも優先してこの税制改正の中にあらわれてくるべきではなかつたか。そうしないと、さき方の質疑の中で大臣の一貫して言われておることとは、部分的なことだけで論じたのではないかと考へるのです。そうすると、やはり私は、その論法からいけば、間接税の場合は、まさに大臣の御答弁を、理屈からいって、そのままお返ししなければいかぬということになると思う。その点について、こういう逆進性の強い間接税について手を触れなかつたのはどういう理由なのか。私は、時間の関係で意見だけ先に申し上げて答弁をわすらわしたものであります。私の考え方からいって、間接税を改正して合理的なものにしていくという前提で手をつける場合に、その条件というものは、一つには、国民の消費生活に非常に密着度の

高いものを優先して考へるべきではないか。第二は、やはりいま言った税の逆進性の強い、そり返ったようなカーブをやはりなめらかなカーブになるような税の仕組みに改正をすべきではなからうか、こういうふうには私は思っております。その点についての見解をあわせて承りたいと思います。

○藤田(赴) 国務大臣 直接税を財政運営の主軸にすべきかあるいは間接税を主軸にすべきかという議論もありますが、その辺は、私は程度問題だというふうな考へております。で、いま御指摘の物品税類似の税が存在しているわけでありまして、それが逆進性が強い、これはお話のとおりでございます。そう思います。ところが、逆進性が強い、たばこですね、あるいは砂糖にいたしましても、そういうものは税収の面、つまり財政運営の面から見ますと、なかなか手をつけにくい。ちょっといじつただけでも相当の額になるわけでありまして、国の財政という面もあわせて考へなければならぬ問題であります。そういうような問題で、税制の改正にあつては、御指摘の点はこれは頭に置かなければならぬわけでございますが、これをさて実現していくタイミングというようなことになりましたと、なかなか簡単にいかない問題なんです。しかし、今後お話を点は十分注意してまいりたい、かように存じます。

○藤田(高) 委員 私は、質問を終わろうかと思つたのですが、いまの答弁は一つひつかかるのです。というのは、間接税について簡単に税率や何かをいじると、税収の面に重大な支障を来すことがあるので、これはなかなかいじりがたい。それは、私は一言にしていえば、酒税なんかはそのワケへ入ると思つておる。これは御承知のとおり、直接税、間接税の比率割合からいって、直接税が五七・七％、間接税が四二・三％、この四二・三％の中に占める酒税の割合というのは一・八％ですから、それはおっしゃる趣旨は考え方として半ば肯定できる面がある。ところが、砂糖消費税の間接税の中に占める割合というのは〇・九％なんです。ところが、物品税のほうが

も、いろいろな矛盾があると思います。大蔵大臣はこういうことはお認めになつていただけたと思いますが、いかがですか。

○福田(越)国務大臣　物品税というのは、御承知のような多数の品目に課税されるものでありますから、したがって、その一つ一つに統一的な基準というものをつくることはなかなかむずかしいと思うのです。そういう面で一つのサイドからおのおの品目をながめてみると、どうも不均衡感というようなものが感ぜられるのではないかというふうに存じます。しかし、全体として立案にあたりましては、なるべく筋の通るように、つまり、先ほどから平井さんからもお話がありますように、あるいは消費需要の喚起というような問題あるいは需要者の負担軽減というような問題でありますとか、物品税軽減による効果を總体として

ながめておるわけでありまして、いろいろの感觸もありましようが、大蔵省としては最善の努力はしてみた、こういう結果がただいま御審議をいただいておる案でございます。

○平林委員　大蔵省としては最善の努力をした、しかし總体的に見れば、なるべく理屈に合うようにしておるけれども、その中には精査していけば矛盾があるかもしれない、そういうことは認めますね。

○福田(赴)國務大臣　それは一つのサイドだけから見たといういろいろな感觸が出てくると思います。しかし、全体としては矛盾のないようにというところで最善を尽くしておる、こういうふうに御了承願いたいと思います。

○平林委員　大蔵省も大蔵大臣も神ならぬ身でございますから、私がこれから本来ならこまかく展開すれば矛盾にお気づきになると思います。しかし、これは別の機会にやりますが、やはり大蔵大臣も、絶対完全無欠なものであるとはよもやお認めにはならないと思います。首を振っておる状況から見ると、その答弁を得たということに了解して話を進めます。

そこで、今回のこの課税を廃止したほかに、こ

いった宿命ではないかと思ひます。しかしながら、現在まだそういった徴税方法はとれませんのでこんなような関係になる。一方、そんなような間接消費税のたてまえから見ますと、比較的大企業の製造する物品につきましては、免税点が低くてもトラブルはそんなに起こらない。もう一つは、たとえば時計のお話がございましたが、時計となりますと、やはり大量生産品でございますから、価値は大体均一近い幅で出そろっております。百万円のものから一万円のものというような価値はないのが大衆製品でございますし、また、工業製品の特色でございます。これは手工業品と違つた価格の宿命を持つておると思うのでございますが、そんなような意味で、価値も免税点の上げ幅も少なくいたしましたのは、少し上げますことによつて減収が大きいいつたような結果が出てまいります。お話の時計の免税点は、種々の点を考慮いたしまして考えておるのでございますが、何ぶん減収の影響も大きい、しかし、現在のところで三千五百円という免税点ならば、小売り価格八千円のところまで課税にならない、こういうこと、買われる方の買ひ方一つでもございましょうけれども、高校卒業生程度のものはどの程度になるか、人によつて違ひましようし、一がいに言えませんが、まず八千円程度まで腕時計が免税となれば、平林委員のおっしゃるような点は、相当救われるのではないか、こんなような考え方でおるわけでございます。一例でございしますが、免税点についての考え方を申し上げた次第でございます。しかし、これはいろんな問題点があり、見方もございします。今後また間接税のあり方といふたしまして検討してまいりたい、かように考えております。

○平林委員　私はたくさん言いたいことはあるんだが、この際は協力してやめますけれども、たとえば貴石製品等、こういうものについても改正案免税点が引き上げられた、その率が高いからいけないというのではないのです。いまだきこれからお嫁さんをもらうというような若い人が指輪を買

うときに、一生に一度のことだからひとつエンゲージリングを買おうかといったときに、一万五千円から税金取られるという事態は、今日の経済的な観点からいくと、必ずしも上げ過ぎたという事ではないです。いまだんなサラリーマンでも一生に一度自分の伴侶になる女性に対しては、ふだん月給安くても二万円や三万円くらいのもをひとつ買おうという気になる。鼻の下は長くなっても、そういうものの物品税を取るなと私は言いたいです。高校進学の子供のお祝いの腕時計にも税金を取る、また、これからお嫁さんをもろうという新婚の、この神聖なしるしであるところの指輪にも今日二万円や三万円程度でもうすでに物品税を取るということは、必ずしもいい税制とはいえないということです。これは全国のこれから結婚する人のためにも私は大いに強調しておきたいと思うのですけれども、マッチから指輪に至るまで今日の物品税というものは、決して国民大衆にとってはいい存在ではないのですよ。それで同じ総ギリたんす、今度は免税になったんです。総ギリたんすに課税をしないということにするなら、どうですか、二万円や三万円のエンゲージリングくらいは税金取らないくらいいいかなとところを政府は見せてやってもいいんじゃないか、こういうことなんです。いろいろ言いたいことはあるけれども、とにかく、大蔵大臣も今度の物品税の改正の中には拙速主義ということは認めてもらいたいです。有能な大蔵省並びに大蔵大臣、またこれを實際に動かした有能な政治家の活躍も知っています。知っていますけれども、遺憾ながら拙速主義ということをお願いすることはできないのではないかとと思うのです。この拙速主義を適当な機会に直す必要はあるかと思うのです。きょうは私は全部に触れて、もつと大臣の理解も得られるような具体的なことを全部は申し上げることはできませんでしたけれども、その批判は免れることはできないのです。そこで、税制調査会では、こういう物品税については一度いじったら五年くらいいいじるといふようなことを

言うていますけれども、私はこの問題に関する限りは、拙速主義の弊というものはすみやかに調整しないと、いろいろな面で矛盾があるから、この点については、ひとつ大蔵大臣が前向きで善処する、大蔵大臣よく言われますけれども、私はその程度の方か政府としてもほしいと思うのです。これをお答えいただいて、私の質問をやめます。

○福田(赴)國務大臣 たいまは情味あふれる御意見を拝聴いたしました。今後の税制運営上重要な参考になりました。かように存じます。

○三池委員長 堀昌雄君。

○堀委員 今回の租税特別措置法の第六十一条の規定についての改正の部分がござりますので、あわせてこの六十一条の規定の問題についてちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

実はこれまで農協等に対する特例といたしましては、当初再建整備関係の法律といたしまして昭和二十八年に制定をされまして、その後消費生活協同組合に適用を受けるという経過になっておたつたわけでありまして、三十五年の三月をもってこれらの適用が一応廃止になっておるわけでござります。ところが、現在、御承知のように、六十一条によりまして、昭和三十一年から四十四年の三月三十一日までは、農業協同組合をはじめとしたしまして、各出資の組合につきましては、その習得につきましては二分の一を非課税とするという規定が設けられておるものでありますけれども、その後消費生活協同組合等につきましては、この特例から排除をされたまま今日に至つておるわけでござります。私も、ものの性格上きわめて同一の状態にあるものでありますから、これらの課税についての配慮をお願いいたしておりましたし、昨年は参議院の大蔵委員会において、租税特別措置法の第六十一条の規定の適用対象に、新たに消費生活協同組合等を加えることについては、政府は税制調査会に諮つて必要な措置を講ずべきであ

る。」こういうような附帯決議もついております。経緯にもかんがみまして、この際、ぜひひとつこれらの問題について、消費生活協同組合の適用については政府として考慮を払っていただきたい、かように考える次第でござりますけれども、この点について、ひとつ大蔵大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 たいま堀さんから御指摘の問題、これはいろいろのいきさつを経てきておる、そのことも承知しておるのでござります。また、参議院で決議があつたことも承知しております。その決議に基づきまして、税制調査会の意見も徴しております。ところが、いまこの同種の組合、農業協同組合、森林組合または商工組合、それらはそれぞれの基本法というものに基きまして、特に特例を設けておる。そういう体系でない生活協同組合、しかも、その実態が、ただいま申し上げましたような、三つの組合におきましては、この組合員というものが非常に制限的に活動をしておるわけですから、ところが、消費生活協同組合は協同組合員はもちろんです、員外に対しまして活動をするという面もあるわけであります。そういうようなことを考えますときに、一般の中小企業との摩擦、そういうことも考えておかなければならぬ問題、そういうようなことで、税制調査会におきましても消極的な意見になつたので、参議院の御決議ではござりますけれども、今回この改正には着手しなかつた、こういうことに相なるわけでござります。しかし、堀さんその他から熱心な御要望があることはよく承知をいたしております。また、御意見の中にも一面の理由なしとしない、こういうふうな考えておるのであります。政府としては、すみやかに検討の上、善処する、かように考えております。

○堀委員 終わります。

○三池委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○三池委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。山田壯目君。

○山田(赴)委員 物品税法及び租税特別措置法の一部を改正いたします質疑がたまたま終了いたしましたのでありますが、われわれ日本社会党は、三月三日の本会議をはじめといたしまして、きのう、きょう、十有餘時間にわたつて質問を行なつてまいりました。法案の持つ内容の矛盾点や問題点を明らかにいたしまして、是正を求めざるべく具体的な指摘をまじめに行なつてきたのであります。が、まさに木を見て森を見ない、大企業ありて人なきがごとく、癡迷固陋な政府の方針、施策を改めさせることができませんでした。多くの国民大衆のためにまことに遺憾千万に存するのであります。負担の公平を原則とする税制のためまえからいたしまして、全く本法案はその体をなしておりません。時限立法でありながら、古いものは十有餘年にもわたつておりまして、法目的からも完全に逸脱をし、すでに既得権化されておるものが数多く指摘できるのであります。政府は税制調査会の答申を生かされて、わが党の主張もまた取り入れられまして、廃止、調整の措置を緊急にとられ、特別措置の持つ本来の法精神にすみやかに立ち返られることを強く求めてやみません。

特に、内容の一端に触れてみますと、利子の分離課税や配当所得の控除につきましては、総合累進課税を規範とする税制のためまえにももっておりまして、また、国民各層の納税道義にも照らし、看過されるものではございません。大蔵大臣は、貯蓄の奨励という抽象的な表現で目的意識的に問題をすりかえられておられるのでありますけれども、貯蓄奨励項目の中で、千四百億圓に及ぶ減収額のうち、四百兆、六百三十億圓が高額利子所得者や配当所得者に対する利益の保証ではございせんか。経済構造の生産点で生産に取り組みむことが、国を繁栄させる大切な任務と信じ、生活をささえる唯一の手段であるがゆゑに、命をかけて

汗とあぶらで働いておる勤労国民に対しては、標準世帯で六十三万円から税金をかけ、避んで暮らす利子配当所得者の人々に対しては、二百四万円まで課税をしないという本特別措置は、勤労国民の勤労意欲も完全に失わせてしまふ許しがたい悪法だといふことができるのであります。税調の答申も、国民に対しての貯蓄奨励は、国民全体の可処分所得を増すことに重点を置いて、所得減税第一主義をとれと述べておるのであります。政府が政者は国民の声にしっかりと耳を傾けて、天を仰いで恥じない行為をとることに、政治にある者の大切な哲学が存すると思うのであります。すみやかに撤回を求めたいと存じます。

次に、物品税についてでございますが、初年度二百六億円の減税に對しましては、相次ぐ物価の高騰に對処する安定のための一助として行なうと言われておりますが、最終消費者である国民に結びつくにいたしましては、その方法、質、量ともに多大の疑惑を持たざるを得ません。税制上から措置される大蔵省の立場も、業者指導を行なう通産省も、消費者を守る企画庁の態度も、確信あるものとは思えません。むしろ、免税点の引き上げを店頭指導で強調しようとするれば、販売価格の表示方式となり、結果として小売り価格をつり上げることになりかねないのであります。まさに、もう刃のやいばになる危険すらあるのでございます。われわれは、今日まで大衆課税となる品目については強く撤廃を求めてまいりました。免税点の大幅な引き上げも強く主張してまいりましたのでございますが、受け入れられることになりませんことはまことに遺憾に思います。

きわめて簡潔であります。以上申し上げましたように、本二法案の改正につきましては、どう考えても賛意を表するわけにはまいりません。ここに、日本社会党を代表して、明確に反対の立場を表明いたしまして、反対の討論にかえたいと思ひます。

○三池委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私、民社党を代表いたしまして、

ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案に對しましては反対、物品税法の一部を改正する法律案につきましては賛成の討論を行なわんとするものであります。

まず、反対の理由を申し上げます。

第一に、特別措置そのものについては、根本的に再検討をすることが必要であると思われまふ。租税特別措置は、申すまでもなく、特定の政策目的を実現するための誘因手段として租税の軽減免除を行なうものであり、したがって、基本税制において考えられていた租税負担公平の原則を大なり小なり犠牲にしなければならぬという性格を宿命的に持つておるものであります。長期税制の答申においても、このような考え方から、租税特別措置については、整理縮減の方向をたてまゝとすべきであり、政策目的の実現のために他に適當な手段が見出せない場合に限ってこれを設けるべき旨を述べております。特別措置による減収額は、三十六年度當時千億圓程度であつたものが、四十八年度には二千二百二十億圓と見込まれておりまして、わずかに五年の間に倍増いたしてあります。しかも、その内容を見ると、利子所得及び配当所得の分離課税及び税率の軽減や少額貯蓄利子の非課税等、貯蓄の奨励を名目とする軽減措置が圧倒的に高いウェイトを占めておるのであります。のみならず、これらの恩恵は、主として高額所得者、大口預金者に利用せられておるのが実情でありまして、一般庶民に對してはこの特別措置がどれほど貯蓄意欲を刺激するか、その効果ははなはだ疑わしいのであります。真に貯蓄の増進を目途とするならば、むしろ、先ほども言われましたように、個人可処分所得の増加や、物価安定をはかることが先決であると考えらるものであります。

第二に、今回の改正が、企業の体質改善、特に中小企業の体質強化に重点を置いて措置されたことは一応認められるのであります。しかし、この内容を検討してみますと、たとえば、資本金一億圓以上の法人が増資、内部留保の増加、借入れ

金の返済等によつて自己資本比率を向上した場合には、その向上の度合いに応じて法人税額の二〇%ないし一〇%に相當する税額控除を行なうといはれておりますが、わが国における法人税六十五万のうち、一億圓以上の法人はわずかに四千九百にすぎません。これは全体の〇・七五%でありまふ。しかも、資本構成割合を見る場合に、借入れ金、買掛金、その他これらに準ずる債務のうちから社債を除くことになっております。一般の通念からすれば、社債は明らかに長期債務の性格を持つものと考えられ、これを除くことは納得がいきません。また、社債を発行し得る会社はきわめて少数の大企業のみでありますから、今回の改正がそれら少数の大企業にとつて特に有利となり、したがって、それだけ中小企業とのアンパランスをかねて増大せしめるものといわなければなりません。要するに、われわれは、利子及び配当に對する課税の特例は、一部の高額資産所得者を不当に優遇するものであつて、その弊害ははなはだしいものがあると考えられますので、これらの特例は、適用期限の到来を待つて全面的に整理することを主張してまいりました。租税特別措置は、重ねて申せば、負担公平の原則や租税の中立性を阻害し、総合累進構造を弱め、納税道義にも悪影響を及ぼすなど、多くのデメリットがあり、しかも、とかくそれが長期化し、既得権化する傾向を持つております。

以上申し上げました観点に立つて、私は、本案に對し、反対の意見を表明するものであります。最後に、物品税法の一部を改正する法律案につきましては、税制調査会の答申においては、特にその改正を提案してはいなかったものであります。が、現在の経済状況のもとにおきまして、健全な消費需要を喚起することの必要性や、輸出の振興、中小企業の育成等の立場から考慮いたしますならば、物品税の課税廃止、免税点の引き上げ、税率の引き下げ等によりまして、税負担の軽減、合理化をはかる今回の措置は、不十分ながら一応適切な措置であると認められます。今回の改正に

伴う減収額は、初年度二百八十七億圓、平年度三百四十七億圓程度であります。われわれは、将来物品税を廃止することを理想とし、さしあたっては生活必需品についての課税を全廃することを主張いたしておりますので、幾ぶんでもその方向に進む改正として、今回の改正には賛意を表明するものであります。

以上、簡単ながら、私の討論を終わります。

○三池委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより順次採決に入ります。まず、物品税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次会は、來たる二十九日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時三十四分散會

大蔵委員會議録第十三号中正誤

一 段 行 誤 正

二 段 行 誤 正

同 第二十号(その二)中正誤

一 段 行 誤 正

二 段 行 誤 正

三 段 行 誤 正

元 末 において、

昭和四十一年三月三十一日印刷

昭和四十一年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局